



## 発刊にあたって

NPO法人市民後見人の会・理事長  
古賀忠壹

平成最後の夏、市民後見人の会は、「認知症になっても安心して住める社会を！」をスローガンに、「八重子のハミング」上映会とシンポジウム「今、なぜ市民後見」を連続して開催した。

法人設立 10 周年記念事業の一環で、映画で認知症について理解を深め、シンポで市民後見人運動への共感と参加を期待して約 2 年前から準備を進めた。

認知症と成年後見問題は、共に我が国が抱える大きな課題だが、人々が集まるかどうか心配だった。が、上映会に 246 人が入場、物語の展開に涙を流し、ラストでは拍手がおきた。シンポも 162 人が足を運んでくれ、市民後見人の活動報告に耳を傾けてくれた。

プログラム作成、受付、司会、上映技師などの裏方全てを会員が手弁当で担った。終了後の夕、10 年間お世話になった人を招いて開いた「感謝の集い」も大いに盛り上がった。

企画してよかった。会員の多くもそう実感しているに違いない。

この記録集は、その 2 日間の記録である。

【入場無料・先着順】

NPO法人市民後見人の会・設立10周年記念事業

# 認知症になっても安心社会を!!

映画とシンポ・2日間へのお誘い

7月14日(土)

映画「八重子のハミング」上映



©Team「八重子のハミング」

高齢社会。認知症に対する理解が不足しているために様々な悲劇が起きています。映画を通して、この病気への理解を深め、これからも増え続ける認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を創るにはどうしたらいいか、考えましょう。品川区社会福祉協議会品川成年後見センターの担当者が「認知症と成年後見制度」の解説をします。

7月15日(日)

シンポジウム

今、なぜ市民後見～品川からの報告～

成年後見制度は、判断能力が衰えた人たちの生活や財産を守るためのものです。認知症高齢者の増加で、制度を支える親族後見人や専門職後見人と呼ばれる人たちだけでは、支えきれなくなり、登場したのが「市民後見人」です。品川区内で活動する団体・個人の市民後見人がメインゲストの堀田力・公益財団法人さわやか福祉財団会長と共に、「認知症になっても安心して暮らせる社会」を考えます。



メイン講師の堀田 力さん

■日 時：平成30年7月14日(土)・15日(日)

■会 場：JR大井町駅前の「きゅりあん」1階 小ホール

両日とも、開場13:00 開演13:30 閉会16:30

上映会、シンポの参加希望者各**250人**を募集! (品川区内在住在勤者対象)

申込締切：6月末日 ▼申込方法：裏面の申込用紙(コピー可)に1人1枚で記入の上、FAX(03-6303-8265)へ送信してください。先着順に受け付け、申込結果をハガキで郵送します。当日は「参加可」のハガキをご持参ください。▼記入の個人情報は、この事業以外には使用しません。

市民後見人の会は、2008年に品川区民を中心に設立、後見人活動や市民後見人養成講座などを続けています。

主催：特定非営利活動法人市民後見人の会 後援：品川区、社会福祉法人品川区社会福祉協議会

(募集チラシ)

## 映画「八重子のハミング」上映会

7月14日(土)



©Team「八重子のハミング」

監督/脚本:佐々部 清 原作:陽信孝 <上映時間112分> キャスト: 升 毅 高橋 洋子 梅沢 富美男

中学校で校長をしていた石崎誠吾は、かつて音楽教師だった妻の八重子が若年性アルツハイマー症と診断されてショックをうける。彼は家族の顔さえも忘れていく妻の介護をすることに……。12年にわたって妻を介護した陽(みなみ)信孝さんの同名著書の映画化。誠吾を演じる升(ます)毅はこれが初主演、八重子役の高橋洋子は28年ぶりの映画出演だ。

ヒット作『半落ち』などで知られる佐々部清監督は、日々壮絶になっていく介護をリアルに描きつつ、夫婦愛と家族の絆に感動する作品に仕上げている。(映画評論家 おかむら良)

認知症って! 成年後見制度って! 市民後見人って!  
あなた自身の将来、親戚・友人の老後について、思いを馳せてみませんか

## シンポジウム「今、なぜ市民後見」

7月15日(日)

品川区内では、「市民後見人の会」「東京市民後見サポートセンター」「フレンド」「ライフサポート東京」「しんきん成年後見サポート」の5法人や個人らが、東京家庭裁判所の審判で、品川区社会福祉協議会を監督人にした成年後見人活動をしています。これらの法人・個人の市民後見人が一堂に会し、実践活動の報告などをします!! 弁護士でもある堀田力・公益財団法人さわやか福祉財団会長が講演します。

FAX 送り先: 03-6303-8265

### 申込書

申込者氏名		電話番号	
住所	〒		
申込希望の□にレを 入れてください	<input type="checkbox"/> 7月14日の「映画上映会」に申し込みます		
	<input type="checkbox"/> 7月15日の「シンポジウム」に申し込みます		

※お問合せ先: 市民後見人の会 TEL. 080-3912-3259 (土、日、祭日は休みです)

(募集チラシ)

## 目次

発刊にあたって 古賀忠壹 1

### 映 画 会

(7月14日)

開会にあたって なぜこの映画を選んだか 高橋宣子 5  
認知症と成年後見制度 品川区の取組み 高橋 愛 6

### 映画上映「八重子のハミング」

---

### シンポジウム

(7月15日)

開会の言葉 青木 誠 13  
挨拶・基調報告 古賀忠壹 14  
市民後見人の会について 高原三平 15  
後見活動の現場から 中越 勝 18  
齊藤直子 20  
玉井房江 22  
各法人からの後見活動報告 宮地幹子 24  
吉野晴美 26  
平松太郎 28  
小島 寛 30  
成年後見に関わって思うこと 長井淑子 33  
後見制度の歩みと現状 和久井良一 35

---

### 記念講演

(7月15日)

NPOとして進める市民後見人活動 堀田 力 38

---

### 感謝の集い写真集

(7月15日)

# 映画会

(7月14日)

## 開会にあたって

なぜ、この映画を選んだか

NPO法人市民後見人の会・理事  
高橋宣子

皆さん、今日は。本日はこのように多くの方たちにお集まりいただき心よりお礼申し上げます。これから上映いたします映画「八重子のハミング」について少しだけお話しさせていただきます。



この頃は、テレビ・新聞・週刊誌などで、認知症という言葉が溢れています。知っている言葉ではありますが、身近に介護経験をお持ちの方や、お仕事でかかわりのある方以外、これが認知症だと説明することは難しいものです。

私たちがこの映画を選んだのは、認知症の発症初期からの時間の経過に伴う、本人と家族の戸惑い、悲しみ、そして喜びがどこにあるか……、少しは理解できるように思えたからです。

認知症の症状や進行などは一人ひとり違いますので、みんながこの映画の主人公・八重子さんのような経過を辿るわけではありません。でも、周りで関わる人たちが病気を理解し、本人を支えて、1日でも長く普通の暮らしを続けていける社会になればと願って、この映画をお届けします。

最初に、主催者・市民後見人の会・理事長がご挨拶申し上げます。

次に「認知症と成年後見制度」について品川成年後見センターよりご説明を致します。

また、明日のシンポジウムでは成年後見人について掘り下げた内容になる予定です。

今日のうちにちょっとした疑問点を解消して、すっきりしてお帰りになりたい方、市民後見人の会について聞きたい、説明会をやってほしい、など、小さな質問にも答え致します。

この会場の外、入場の際に受付しました場所にご質問受付係が待機しておりますのでどうぞおいでください。



## 認知症と成年後見制度 品川区の取組

社会福祉法人品川区社会福祉協議会品川成年後見センター主査  
高橋 愛

### NPO法人市民後見人の会・設立10周年記念事業 認知症になっても安心社会を

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会  
品川成年後見センター

1

### 85歳以上は4人に1人が認知症に

#### 「認知症とは」

認知症は、正常であった記憶や思考などの能力が脳の病気や障害のために低下していく障害

#### 高齢社会の日本では認知症が今後ますます重要な問題に

認知症患者

○65歳以上70歳未満の有病率 1.5%

○85歳以上 27%

※日本における65歳以上の認知症患者はすでに240万人を超えていると推計もある。2020年には300万人、2025年には700万人を超すと推定

2

## 自分や家族が認知症になったら？

- だれがお世話する？
- 介護サービス利用の手続きは？
- お金の管理はだれがする？
- 大事な契約が必要なときはだれが？
- 入院した時の手続きは？



3

## 成年後見制度とは…

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など自分で十分な判断をすることができない人にかわり、本人の権利や財産を守ることを目的にした制度

4

## 成年後見制度概要

大きく2つに分けられます



5

## 任意後見と法定後見の違い

### 任意後見制度

・・・将来、判断能力が低下した時に後見人がつく  
後見人や、お願いする内容（代理権）を予め自分で決めておく  
ことができる。

### 法定後見制度

・・・いますぐに後見人がつく  
本人の生活状況や、医師の診断書、本人の意思などの情報をもとに、  
後見人やお手伝いする内容を家庭裁判所が最終的に  
決定する。

6



## 自分が認知症になる前に

### ○元気なうちに、自分を知る

これまでの生き方

これからの希望

いざという時にどのような支援を望むのか

### ○自分の想いを信頼できる相手に伝え、理解してもらう

あなたの意思を尊重した支援をするための  
礎になっていく

7

人生の棚卸を  
しましょう！

## 意思決定支援 「ライフプランノート」

このノートは、これまでの人生、これからの人生について、家族や信頼のおける人、支援をお願いしたい人と一緒に考えながら書き進め、「あなたの意思を尊重した支援をする」ためのノートです。是非ご利用いただければと思います。



8

さいごに・・・

将来の心配、後見制度のこと等  
まずはお気軽にご相談ください！

品川成年後見センター

☎03-5718-7174



9



認知症になっても安心社会を!!

# NPO法人市民後見人の会設立10周年記念シンポジウム

【今、なぜ市民後見～品川からの報告～】

(会場:きゅりあん1階小ホール)

## プログラム

### 13時30分 開 会

総合司会・進行	NPO法人市民後見人の会	監事	青木 誠
挨拶 & 基調報告	NPO法人市民後見人の会	理事長	古賀 忠壹
市民後見人の会について	NPO法人市民後見人の会	事務局長	高原 三平

### 14時頃～ 事例発表

後見活動の現場から	NPO法人市民後見人の会	中越 勝
	同	齊藤 直子
	同	玉井 房恵
各法人からの後見活動報告		
〈発言者〉		
NPO法人東京市民後見サポートセンター	理事長	宮地 幹子氏
NPO法人フレンド	代表理事	吉野 晴美氏
NPO法人ライフサポート東京	理事長	平松 太郎氏
一般社団法人しんきん成年後見サポート	業務部業務部長	小島 寛氏
	〈コーディネーター	古賀 忠壹〉
成年後見に関わって8年!	市民後見人	長井 淑子氏
後見制度の歩みと現状	NPO法人市民後見人の会 前理事長	和久井 良一

休憩 15分

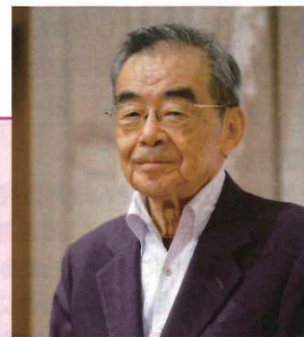
### 15時45分頃～ 講演会

演 目/『NPOとして進める市民後見人運動』  
講 師/公益財団法人さわやか福祉財団 会長 堀田 力氏

### 16時45分 閉 会

#### 【講師紹介】

公益財団法人さわやか福祉財団会長・弁護士。  
新地域支援構想会議発起団体として国や市町村へ提言  
するなど全国各地で強力な絆ある地域づくりを推進中



主催/特定非営利活動法人市民後見人の会 後援/品川区、社会福祉法人品川区社会福祉協議会

本日はご参加いただきましてありがとうございました。お配りしておりますアンケートにご意見、ご感想をお願いします。

(当日配布チラシ)

## シンポジウム出演の各法人・団体の紹介(主催団体を除く)

名 称	特定非営利活動法人東京市民後見サポートセンター	設立年月日／平成23年3月2日
住 所	〒140-0014 東京都品川区大井1-15-1	電 話／080-4898-7300
代表者	理事長 宮地 幹子	F A X／03-6303-8266
<p><b>〈活動方針〉</b>            東京大学・筑波大学の市民後見人養成プロジェクトや東京都の社会貢献型後見人養成講座の履修生が中心となり、平成12年4月にスタートした『成年後見制度』を広く普及させることを目的として、設立しました。より多くの方々に『成年後見制度』をご理解頂き、活用して頂けるように普及活動を行うとともに、認知症高齢者や障がい者の方々が『個人の尊厳』と『自己決定権』を尊重され、自分らしく暮らして頂くために、市民の視点でサポート活動を行っています。</p> <p>さらに、品川成年後見センターのご支援・ご協力のもとに、法人後見（後見・保佐・補助）を受任しています。</p>		
名 称	特定非営利活動法人フレンド	設立年月日／平成24年11月21日
住 所	〒142-0064 東京都品川区旗の台6-7-3	電 話／03-3786-6058
代表者	代表理事 吉野 晴美	F A X／03-3786-6058
<p><b>〈活動方針〉</b>            認知症・知的・精神・発達障害ゆえ、あるいは高齢ないし一人暮らしゆえ、社会経済生活を営む上で不利益を被っている人、並びに不利益を被りそうな人は少なくない。</p> <p>このような地域現況を鑑み、成年後見等を通じ、個人の社会経済的尊厳をはかり、もって安定力のある地域づくりを目指すことを目的とする。</p> <p>目的を達成するため、成年後見を要する人の地域生活に必要な情報入手、その活用及び契約締結、後見的サポートを提供するために、我々は当法人を設立、運営していく。</p>		
名 称	特定非営利活動法人ライフサポート東京	設立年月日／平成17年2月2日
住 所	〒140-0001 東京都品川区北品川2-8-3	電 話／03-3472-8595
代表者	理事長 平松 太郎	F A X／03-6807-2580
<p><b>〈活動方針〉</b>            行政書士会品川支部の有志によりライフサポート品川として設立後、会員構成や活動の場が広がり、平成19年11月に現在のライフサポート東京に改称しました。</p> <p>日常生活におけるトラブル、諸手続きなどで様々な問題を抱える高齢者とその家族等の関係者に対して適切な助言や支援を行うとともに、必要に応じて成年後見制度の活用を提言し、その普及と適切な運用に努め、もって福祉の増進に寄与することを目的としております。</p>		
名 称	一般社団法人しんきん成年後見サポート	設立年月日／平成27年1月21日
住 所	〒141-8710 東京都品川区西五反田7-2-3	電 話／03-3493-8147
代表者	代表理事 吉原 毅	F A X／03-3492-2088
<p><b>〈活動方針〉</b>            一般社団法人しんきん成年後見サポートは、信用金庫の社会貢献事業として、成年後見制度の普及および充実に努めること等を通じて、高齢者や障害者が安心して暮らせる地域の福祉に寄与することを目的とします。ともに支え合い地域に根ざした活動をしてきた「しんきん」だからこそできる新しい後見等の活動を目指します。また、適正な運営に心がけるために、第三者・有識者による業務管理委員会を設けるとともに、品川区社会福祉協議会の指導・助言等を受け、より質の高い後見等の活動を行ってまいります。</p>		

(当日配布チラシ)

# シンポジウム

(7月15日)

## 開会の言葉

総合司会 NPO法人市民後見人の会・ 監事

青木 誠 (以下、青木)

それでは定刻になりましたので「認知症になっても安心社会を!!」NPO法人市民後見人の会・設立10周年記念シンポジウム、今、なぜ市民後見～品川からの報告～」を開会させていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきますNPO法人市民後見人の会の監事を担当いたしております青木と申します。日頃は、こういうことはやっておりませんので、慣れませんが一生懸命務めさせていただきます。よろしくお願い致します。初めに、本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠に有難うございます。多くの方々に出席していただきましたので、何とか頑張って良いシンポジウムとなるように努めてまいりたいと思います。

私ども市民後見人の会は12年前の2006年に発足しまして、10年前に法人登録を致しました。この10年の歩みを記念しまして、昨日、今日と2日間に渡る10周年記念事業を企画しまして、今日で2日目となっております。

英語ではDecadeと言うように、10年をひとつの単位としてとらえる習慣がございます。日本では「ひと昔」という、わりと曖昧な言い方をしますが、10年というのは、活動をしてきて、長いようで短い、短いようで長い、そういう期間でございました。

10年前、発足した当時は、成年後見制度というのは知名度や普及度もかなり低く、我々の発足当時の諸先輩方は、手探り状態の活動で大変な苦勞をされました。10年間の活動の蓄積があって、現在は個々のケースでは苦勞があるものの会としては順当な活動をしてきております。それでも、受任ケースは10年間で40件です。この数字は、法人としてはそれなりの大きな数字ですが、社会全体からすると40件というのは、それはまだまだ小さな数字だと思います。社会的には成年後見制度が定着されていくには、これからも我々の努力が必要だと感じています。そういう状況を踏まえて本日のシンポジウムを進めてまいります。

それでは開会にあたりまして、NPO法人市民後見人の会理事長の古賀忠壹より、ご挨拶と基調報告をさせていただきます。古賀理事長よろしくお願い致します。



## 挨拶・基調報告

NPO法人市民後見人の会・理事長

古賀 忠壹

皆さん、今日は。私はNPO法人市民後見人の会の理事長をしております古賀と申します。本日は多数お集まりいただきまして、誠に有難うございます。

さて、少子高齢化社会の進行に伴って高齢者が増加して、また家族関係の希薄化によって、認知症高齢者の人権や財産をどう守っていくのかが、問われている時代になりました。18年前に誕生した成年後見制度と介護保険はよく「高齢社会を支える車の両輪」に例えられておりますが、介護保険に比べ成年後見の利用は少なく、この現状を打破しようと、品川区内で2006年の冬、自主的に集まった企業OBらが、市民後見人養成講座を開催しました。そしてその講座修了生を中心に任意団体の「市民後見人の会」を作りました。

これが2年後にNPO法人へと発展、10年の歴史を刻むことになったのであります。私たち法人設立の目的はこの会場の釣り看板にも書かれていますように、「認知症になっても安心社会を！！」というスローガンのごとく、元気な人も認知症患者も共に等しく、住み慣れた地域で生活できる社会を築いていこう、というものであります。それには、弁護士、司法書士、社会福祉士ら、いわゆる職業後見人、専門職後見人と呼ばれている人たちの数が足りていません。これでは全ての認知症高齢者の人権と財産が守られません。それでは市民が成年後見制度にチャレンジして認知症高齢者を地域で、生活の場で支えていこう、それが市民後見人だ、という風に発想をしたのであります。こうして我々の運動がスタートしました。

当時、世間の目は「市民後見人って何者？」といった雰囲気でしたが、品川区及び品川区社会福祉協議会は他の地域と異なり、私たちの運動に理解を示してくれ、本法人や東京都が養成した個人で後見活動をする社会貢献型後見人、あるいは行政書士の人たちを中心とする法人「ライフサポート東京」に対し、積極的に後見人受任へと動いてくれました。

そうこうして2012年になりますと、老人福祉法の一部が改定されて、市区町村に市民後見人の育成と活用を求める努力義務が課せられました。これが追い風となり、全国で市民後見人養成の機運が高まってきて、現在に至っております。こうした動きと前後して、品川区内では市民後見人を名乗るNPOが2011年に「東京市民後見サポートセンター」、翌2012年に「フレンド」が旗揚げしました。また2015年には区内に営業店を持つ5つの信用金庫が企業の社会貢献の一環として、しんきん成年後見サポートを設立しました。全国的な視点で見れば、品川区は成年後見の先進地域として極めて注目をされています。その特色は法人、個人も成年後見人等を受任する際は、品川区社会福祉協議会を監督人としていますが、監督する側、される側の枠を乗り越えた「協働」の関係を作り上げていることでありましょう。今後も、この「協働」の関係こそが、市民後見人運動が広がる原動力になっていくと考えています。こうした流れの中で私たち「市民後見人の会」は、この間、後見人、保佐人、補助人の受任総数が今日40件を超えています。地域社会の信頼を得て市民後見人の裾野を広げていくためには、後見人候補者になって欲しい、という声がかかれば、どんな事例でも受任してきた10年でありました。この40という数字は、本会にとっ

て貴重な数字であります。後見業務に当たる際、市民後見人としての覚悟と自覚を持った会員が正副2人一組になって、試行錯誤をしながら担当してきました。より良い後見を求めての試行錯誤はまだまだ続くであります。その10年という節目の年に、私たちの活動の成果を皆さまに問う記念事業として、昨日、認知症を扱った映画「八重子のハミング」上映会を開催しました。そして本日、私たち「市民後見人の会」と同じように後見活動を行っている4法人らの快諾によって、このようなシンポジウムを開けたことに、誠に感謝をいたしております。これをバネに明日からのさらに10年、認知症になっても安心な社会に向かって一歩でも前進できることを願って、ご挨拶とシンポジウムの基調報告とします。ご静聴有難うございました。

**青木** 古賀理事長、有難うございました。続きまして、NPO法人市民後見人の会事務局長高原三平より、市民後見人の会についての概要を簡単に説明させていただきます。高原事務局長よろしくお願ひ致します。

#### 市民後見人の会について

NPO法人市民後見人の会・事務局長

高原 三平

事務局長の高原です。よろしくお願ひします。

先ほども話がありましたが、昨日このスクリーンで「八重子のハミング」という映画会を行いました。その主人公、八重子の日々に進行する判断能力の欠落、そしてそれを取り巻く人々。特にご主人の困惑、そして八重子へのみんなの支援、見事に描かれていたと思います。これは他人事ではありません。自分達の身近なところで起こっていることです。私たちは人間の知恵と努力で、寿命を延ばしてきました。しかし高齢とともに必然的に現れるのが、認知症です。2025年には700万人、認知症の時代が来るといわれています。本日の講師、堀田力先生が以前に話された言葉を思い出します。「認知症は神様からの贈り物です。その神様が人間は認知症になっても最期までその人らしく人間らしく幸せに生きる社会を作れますか、そうしないといくら寿命を延ばしても幸せにはなれないでしょう」と。我々の会の原点はそこにあると思っています。認知症になっても安心して暮らせる社会の構築です。

会の現状を申し上げます。まず、会員について。正会員、95名。男性43名。女性52名。女性の割合が半数を超えています。年齢は60歳代を中心として、40歳代から70歳代までで大半を占めています。人生経験が豊富な80歳代の方もいらっしゃいます。会員の住所は、品川区在住の方が66名と、約7割です。

会の活動ですが、主なものは三つです。一つ目は後見に関わる活動です。今まで、この10年で受任件数は累計で40件です。うち17件は死亡のため、終了しております。40件を類型別に見ますと、後見29件、補佐10件、補助1件です。後見類型が約70%を占めています。現在の活動件数は23件です。内訳は男性が10名、女性が13名です。年齢は66歳から96歳までの方で平均は83.1歳です。介護度で見ますと、3以上が14名と約61%を占

めています。居住別では施設入所が 21 名と圧倒的に多く、ご自宅は 2 名です。死亡のための終了件数、17 件ですが、平均の後見期間は、1 件あたり、2 年 4 カ月でした。受任にいたるプロセスですが、主に区長申し立て案件で、社会福祉協議会が監督人となることで東京家庭裁判所が審判をするものです。本会の受任体制は法人として受任をし、会員の中から正副 2 人が担当者としてついております。その他、これは本会の特色と言えますが、本会の発足時より設置しておりますのが、外部専門職、弁護士、司法書士、社会福祉士の先生方による業務指導委員会です。年に 1 回の開催ではありますが、我々の活動を大所高所から見守っていただいております。

活動の二つ目は市民後見人養成講座の開催です。これは品川区と品川区社会福祉協議会との協力のもと、年 1 回開催をしております。30 名定員で 6 日間のコースです。講師は主に外部の専門職の方をお願いしております。今年の 2 月の講座では 23 名が受講されました。この 10 年間でも累計で約 500 名が終了しております。実は本会会員 95 名の大部分はこの養成講座の卒業生です。もし皆さま方でご興味があれば、是非とも会の方へ連絡をとっていただければと思います。

活動の三つ目は成年後見制度の普及です。これは主に、品川区の高齢者クラブや在宅介護支援センターなどでのビデオ上映会の開催、また、講演会への講師派遣、それに区等が実施いたします行事への参加、また出展などを実施しております。毎月 1 回の会報の発行は平成 30 年 6 月に第 127 号を発刊しました。本会が出来た 12 年前から毎月発行しています。以上が会の概要です。

最後に会の課題といえますか、悩みを一つお話しします。本人の身近なところできめ細かな支援をする、といった市民後見人の当初の狙い、達成が少し難しくなってきております。と申しますのは、被後見人等の方たちが少し品川区から離れて行かざるを得ないのです。現在 23 名のうち品川区内在住の方が 13 名、あとの 10 名は区内から他の地区へ移られました。群馬県藤岡市、千葉県鴨川市なども一例です。理由ははっきりしています。経済的な理由です。品川区内の居住費が高いのです。面談に行くにも一日がかり。交通費もかさみます。身近なお付き合いが難しくなってきている案件が多くなっていることが悩みの種です。各地域の市民後見人との連携も視野に置くなど、これからの私たちの会の課題かなと思っております。

以上、NPO 法人市民後見人の会の現況について簡単ではございますが、ご報告を申し上げます。どうも有難うございました。

**青木** 高原事務局長、有難うございました。我々の受任するケースはお金の無い方が多いということもあって、市民後見人が一番得意とする被後見人の方たちが自転車で行ける距離にいて身上保護に当たる、という訳にはいかなくなってきていることが非常に残念です。それでは、ここから事例発表に移らせていただきます。「後見活動の現場から」と題しまして、当会「市民後見人の会」の会員の発表から始めさせていただきます。登壇致しておりますのは、皆様向かって左より中越勝、齊藤直子、玉井房恵の 3 名でございます。

では、中越さんから順に発表させていただきます。中越さんは後見類型保佐の女性のケースです。よろしくお願いたします。



## NPO法人市民後見人の会の現在

2018.6.10 現在

<b>会 員</b>	会員数	95名（男43名、女52名）			
	年 齢	60歳代中心に40代第～70歳代で大部分占める 80歳代も現役			
	居住地	品川区66名、その他29名			
<b>主 な 活 動</b>	<b>後見活動</b>	累計受任 件数	40件		
		類型	後見29件、保佐10件、補助1件		
	現在受任 件数	23件	性別	男10名、女13名	
			年齢	66～96歳、平均83.1歳	
			要介護 度	「3」以上14名、 「2」以下9名	
	死亡終了 件数	17件	住居形 態	施設：22名 自宅：1名	
			平均後 見等期 間	1件当り平均「2年4か 月」	
<b>市民後見 人養成</b>	年1回 6日間コ ースの養 成講座開 講	10年間で約500名修了			
<b>後見制度 普及</b>	品川区高齢者クラブ、在宅介護支援センター等でのビデオ 上映会 講演会への講師派遣				
	会報月1回発行。平成30年6月号は127号。				

（当日配布資料）

## 後見活動の現場から

NPO法人市民後見人の会

中越 勝

私が担当した方、とりあえずAさんと呼びます。始めは在宅でした、この方は品川区役所からの斡旋の住宅で一人で過ごしていましたが、持病の悪化で自宅での生活が困難となり、次に特養老人ホームに入所しました。そこで最期を迎えた例でございます。

我々が受ける前、Aさんがどういう方だったかという、トイレで下血が続きまして、それに気が付いた民生委員の方とケアマネージャーが病院に連れて行きました。大腸がんでございました。そこで、手術をしまして人工肛門（ホストメイト）をつけております。本人は排泄管理が出来ませんので訪問看護、ヘルパーさんとか数を増やして自宅での対応をしていきました。そのうち認知症が進んでいきまして、短期記憶症が進み、本人の希望もあり後見制度を活用したいと言うことで、我々のところにそんな話が参りました。

それから我々保佐人の活動が始まるんですけども、被保佐人になったその女性は88歳です。品川区斡旋の住宅に住んでおりますけども、重度の聴覚障害、視覚障害、歩行不能で車椅子をつかっております。そして人口肛門。たばこもこの方は1日60本以上吸ったということで肺がボロボロになっているということで要介護4と認定されております。かなり重症です。

それで我々が保佐を引き受ける際にケアマネージャー、これは地域にいらっしゃいますけども、ヘルパーさん、手伝ってくれた方、区役所の職員、社会福祉協議会の職員、我々保佐人と関係者が集まりまして、この方の現在の状況はどうなのかと、在宅の継続が可能なのだろうか、施設の移住も考えた上での打ち合わせが行われました。そこから我々保佐人の活動が始まったわけです。私の相方、先ほど話に出ましたが私たちの会は男女ペアでやっております。その女性の方は多少の介護の経験もありましたので、非常に話が上手で、そのAさんと馬が合いましたね、円滑に話が進んでいきました。その女性の方にはお話と買い物を中心をお願いしておりました。私はその住宅の所と家が近いものですからショートステイ、これは施設に短期間入所するショートステイなんですけれども、その付き添いの同行と緊急時の対応、よく病院に入退院しましたので、その緊急時の対応ですね。それから役所との書類手続き、これは年金のことから様々なことを行っています。それから社会福祉協議会、家庭裁判所などへの報告書の作成、こういうのを私が担当いたしました。それぞれ持っている能力を生かせるところで分担を決めて、円滑に業務を進めていきました。

この方の在宅での生活なんですけども、ヘルパーさんが1日2回入っております。午前1回午後1回、午前は何をするかといいますと簡単ですが朝食、昼食を作る。夜の方は夕食を作る。それから先ほど言いましたホストメイトの排泄管理もして頂いていました。そして、どうしてもヘルパーさんの作る自宅での食事は簡素で質素なものになりがちですから、どうしても体力が落ちていきます。そのため10日間は在宅で生活する、次の10日間

はショートステイに行く、それで元気になってまた戻って在宅は10日間、ショートステイとこれを続けて本人の希望通り、本人が非常に強い希望を持っていましたので在宅生活を続けていきました。

毎月我々が2回、生活費、お小遣いを持ってですね、訪問するわけですがも耳元で、耳が聞こえませんので、大きな声でゆっくり話をしてですね、それで意思の疎通を図っていきました。時間が経つに従いまして、信頼関係が深まっていきましてですね、そのうち昔の話をするようになりまして。ですけれども、昔の話と今の話と、想像幻覚がですね、色々ごちゃ混ぜになってですね、何が本当か分からないときがありました。この頃から認知症がどんどん進んで行ったわけです。

ある時、施設でのショートステイなんですけども、昼食後倒れました。病院に緊急入院しましたけども医者から「肺機能が非常に悪いですよ、命にかかわる急変もありえます」と言われました。「病状は改善されませんので、在宅の生活は困難です」とお医者さんから告げられました。ちょうどその頃品川区役所の特養ホームへの入所申請がありましたので、それが認められまして、その年の12月冬を迎えるちょっと前にそこに入ることが出来ました。本人の性格は、今まで一人で暮らしてたものですから非常に気丈で誇り高い、在宅での生活を強く望んでいましたが、それが困難になった旨をゆっくり説明して理解して頂いて、施設の入所を納得して頂けました。

施設に入るときはですね、物を持っていくことがごく限られます。本人が生涯使っていた物をほとんど持っていくことが出来ません。そのなかで必要なものと思われるものと、紫色の着物を一つ持って行きました。最期のときにお棺に入れてあげようという事を思って本人の好きな薄紫の着物を一つ持参しました。そういうことをやりながら施設の生活が始まりました。

施設の生活では耳が遠い、目が悪いということもあって周りの人とお話が出来なくて一人ポツンとしてる場が多くて、我々が行くと非常に喜んでもらえまして、話もよくして頂けました。ただ先程言いましたように幻覚と現在とが色々ごちゃ混ぜで話がなかなか分かりづらかったんですけども、それでも話を我々が一生懸命聞いてあげて、それで本人が我々を歓迎してくれてお互いの信頼関係が出来ました。

施設での生活が段々落ち着いてきました。この方は持病をたくさん持っていましたので病院への入院退院を繰り返しておりましたけども、この手続き関係は全部私たち保佐人がやりました。契約ですね、それからお金の支払い、そういうことが我々の主な仕事になっております。

持病の影響で、どうしても食事の量が落ちます。「本人の食べたいもの食べさせてください」とお医者さんの方から言われました。というのは食事が細くなってきましたと、点滴とかそういうのではまかないきれなくて、口から入れるのが一番いいわけです。そういうこともありまして訪問のたび本人が欲しいもの「神戸屋のパンが食べたい」とか「ココア飲みたい」とか「チョコレート食べたい」とか「ケーキ食べたい」とかそういうのをお金に関係なしに本人に買って行ってあげました。

そのうち、人工肛門の接続部分に炎症が起きまして再度入院となりましたけども、その

時医者から「誤嚥性肺炎が起きてますよ」と言われました。先程話しましたが、「肺がボロボロになっています。いつおかしくなって来るかわかりません」とそういうお話を受けておりましたが、そうしますと本人は「もう治療は結構です。今までやっていただいてありがとうございます。延命治療はしたくありません」ということをお医者さんの前ではっきり話して頂いたので、それを我々は記録していました。

少しよくなったところで施設に戻ったのですが、程なく早朝に静かに息を引き取りました。我々に連絡があった時にはもう亡くなった段階でございました。静かな、穏やかな顔で亡くなっておられました。

本人は前々から「自分のことはあなた達保佐人に任せます」と話がありましたので、葬儀から納骨まで一式全部我々が行いました。多少の財産が残りましたが、財産は親族がいないものですから国庫に納付されます。多少お金はありましたので、国の税金の方に納めたということでございます。

以上これが私が担当した保佐人の活動でございます。3年半ということになりましたけれども、こういう内容でございました。

**青木** 中越さん、ありがとうございました。在宅の時も、施設に移られた後も、市民後見人として親身になって見事な身上保護を行われたことが伝わってきました。次は齊藤直子さん、お願いいたします。齊藤さんは後見類型後見、女性のケースです。よろしくお願いいたします。

## **NPO法人市民後見人の会**

### **齊藤 直子**

皆様、今日は。私は、後見人業務の正担当として後見活動しておりました齊藤直子です。

私は、被後見人 S さんの 5 番目の担当で、平成 28 年 11 月より亡くなられた本年 1 月まで、副担当の澤谷義則さんと共に後見業務を行いました。

最初に私がなぜ「市民後見人の会」に入会し後見活動を始めたかについてお話ししたいと思います。私は平成 28 年 5 月の入会に先立ち、9 年間ほど品川区の民生委員・児童委員として活動しておりました。現在も続けております。その間には、義理の両親を看取することもいたしました。活動を続ける中で支援を必要とする一人暮らしの高齢者の方だけではなく、児童、あるいは精神に障害を持つ方、あるいは低所得の方など、地域において課題を抱えている方々について、私自身がもっと知識を深めたいと思い、社会福祉士と精神保健福祉士の資格を取りました。

その勉強の過程で「成年後見制度」と「成年後見人」について学びました。それまで地域の中で一人暮らしをされている高齢者の方が認知症になられたらどうしようという懸念を持ったこともあります。ということでこの制度がその問題を解決する一つの答えではないかと思い、すぐに「市民後見人の会」の養成講座を受講し、その後、入会いたしました。

ここからは被後見人 S さんについて簡単なプロフィールと生活歴についてお伝えし、その後で実際の後見業務を担当して感じたことなどについてお話ししたいと思います。

ご本人のプロフィールを簡単にご説明いたします。86歳の女性で婚姻歴はありません。子どももいません。品川区にマンションをお持ちで住民票も品川区でした。認知症と統合失調症を罹患していました。

次に私が引継時に知り得たご本人の生活歴について説明いたします。平成20年2月に幻覚・妄想で入院。同年6月に退院し支援を受けながら在宅生活を送っておられましたが、認知症悪化に伴い、隣家に入り込むなど問題行動が出現、警察から連絡を受けた甥が手続きし、平成21年2月より再び大学病院に入院。

それまで金銭管理、入院手続き等について、甥と民生委員が支援してきましたが、以後の継続的な関与は困難であるということで、親族(大変仲の良かった妹)による後見開始申立てがなされました。この段階で品川区社会福祉協議会とつながり、平成21年12月に品川区社会福祉協議会を後見監督人として、本会が後見業務を受任することとなりました。

平成23年10月より首都圏の有料介護老人ホームに入所。月一度の精神科通院のための立地と、統合失調症の罹患を受け入れてくれたことから、この施設への入所が決まったと聞いています。このような経過で、本会が後見業務を受任して約8年間のうち、亡くなられるまでの1年3か月余りを私が担当いたしました。

実際に後見業務を担当して感じたことなどについてお話したいと思います。初めてSさんを訪問して、統合失調症のため会話をすることが大変困難で、当惑したことを思い出します。どうしたらご本人と信頼関係が築けるのか悩みましたが、介護を含めたこれまでの経験を総動員して、月に一度の訪問に臨みました。徐々に馴染んで下さり、毎回帰り際に手を振って「ありがとう」と言って下さるようになりました。

精神状態に波があり、コミュニケーションをとることが難しい時もありましたが、常に心がけたことは、どのような状態であろうと、私どもはご本人のために傍にいるのだ、ということをお伝え続けたことです。例えば、「その方なりのこだわりがあり、それを尊重すること。それにより日常生活の質の向上に繋げようと模索して、実際に施設での生活の場を変更してもらったこと」などもあります。

体力が弱られてからは、どのような終末を望まれるのか、を訪問時のやりとりなどを通じて考え続けました。結果としてご本人のふるさと、生まれた場所に対するこだわりと愛着をお話の端々から感じたことで、ご親族との関係を密にしていきました。

最終的な転院先として後見監督人の了承を得て、出生地のすぐ近くの療養型病院を選び、ご親族の許可を得て、本籍地に住民票を移しました。ご本人にそのことを伝えた時、酸素マスクの下の苦しそうな表情が一瞬和らぎ理解した様子を示されました。多分喜んで頂けたのではないかと考えております。

初めて経験する後見業務でしたので、私一人で担当するのであれば尻込みしてしまったのではないかと考えています。何より、私どもは法人後見であること、自分1人ではなく、法人として対応し、後見業務経験者が副担当として関わり、2人ひと組で行えたことがお引き受けする決心を後押ししたと考えております。

最後に後見業務を終了して強く感じたことがあります。現在、親族のいない高齢者や障害のある方が、地域で生きていくということ、どう支えていけるかという課題が差し迫

っています。そのための一つの有効な手段として、市民後見人は機能するのではないか、ということでした。以上で私の報告を終わります。

**青木** 齊藤さん、ありがとうございます。法人として後見を担当する場合、途中で担当者が替わるケースがままあります。齊藤さんもそのケースで、被後見人と改めて人間関係を作り直していかなければいけない。これは結構大変な努力が必要となります。齊藤さんの場合、ご本人のために何ができるか、そのためにはご本人が何を望まれているのかを、あらゆる場面で察知していく努力をしています。どうもありがとうございました。

3人目は玉井房江さんです。玉井さんは後見類型保佐、女性のケースです。

### NPO法人市民後見人の会

#### 玉井 房恵

皆様、今日は。玉井と申します。私は鈴木慎也さんと2人で、保佐人業務を担当しております。私達が担当しております被保佐人、仮にNさんとお呼びしますが、Nさんはご主人を亡くされて子供はなく、私達が業務を開始した5年前の2013年の時点では都営住宅に一人でお住まいでした。Nさんは私達が担当した初めてのケースです。Nさんは在宅の期間を経て、昨年12月、介護度4となり、特別養護老人ホームに入居されました。現在91歳です。

市民後見人の会が品川区長申し立てによるNさんの保佐人の業務を始めるきっかけとなったのは、ご近所の方から水道光熱費が支払われていないらしいとか、ねずみが出没している等の話が区役所に持ち込まれたからです。

Nさんは長年銀行に勤められ、生活に困らない年金が支給されていましてから、それが、水道光熱費も払えない状況に陥った原因は何か、と言いますと、貴金属等の高額商品の契約を抱えていたからです。品川区福祉課の方はこれらのローン、負債を整理し、水道光熱費等は口座引き落としにし、ヘルパーさんをお願いするなどの対策をとり、その上で市民後見人の会に引き継ぎました。

私どもが伺った当初は、在宅介護支援センターの相談員の方が定期的に訪問され、劣悪な衛生環境からは脱していましたが、やはり、ひと部屋は依然手付かずで、まず、1番初めに手をつけるのは部屋をきれいにし、ねずみ、ごきぶりを駆除することでした。と言っても荷物の処理、廃棄物の処理にも20~30万円かかりますし、簡単な内装工事でも費用がかかりますから、まず、お金を貯めることから始めました。

荷物の廃棄と言っても、Nさんの意向を確認した上で一つひとつの荷物を処分しなければなりませんし、改修工事をして生活環境が整うまで半年くらいかかりました。

ここまでの経過説明で、Nさんが認知症を患っていることに既にお気づきになられたと思います。その後、1~2年間は保佐人業務も認知症からくるさまざまな問題に直面し、その都度、その対処に追われていました。訪問販売の新聞、野菜等に次々に契約してしまいますので、契約、解約の繰り返しが続きました。

当時はまだ、ご自分で夕食を作るなど活動が活発でした。既にお亡くなりになったご主

人が帰宅する、妹さんが訪問してくる、といった非現実の中に生きていらしたので、過剰に食品を買い込んで食事の準備をするといったこともあり、生活費の管理にも難しさがありました。3年目くらいになりますと、電化製品の扱い方が解らなくなったようで、電気、ガスの管理といった危険への対処も必要になってきました。

更に外出してしまうと家へ帰宅するのが難しいという問題も発生しました。シルバーパスを使って都営地下鉄に乗っていきましたが帰りが分からなくなって、パトカーで送ってもらったり。これは予め住所や保佐人の電話番号を書いたカードを持ってもらっていたので無事に帰宅できたわけです。ある時は、夜間に外出して踏み切りの近くに座り込んでいたり。この時は同じアパートの方が気がついて家まで送って下さいました。さらに、朝、デイサービスの方がお迎えに行くと既に外出していたとか。色々ありましたが、一番気がかりだったのは近くに踏み切りがあることでした。

こうして在宅の日々を思い起こしてみますと、相談員の方、ヘルパーさん、そして私達保佐人、それぞれがその業務範囲を超えて仕事をしていたから、在宅の日々を支えることができた、と今改めて思います。

これが在宅の一つの現実だとすると、在宅のもう一つの現実はお金がかかることです。家、部屋のバリアフリー化、電気、ガスの安全対策など経済的な負担が発生します。更に付け加えれば近隣の方々とどう接するか？ という問題もあります。在宅のお付き合いの中には宗教関係の方も含まれますし、高額商品の販売がお仕事の方もいます。後見人、保佐人にはこうした現実とどう付き合うか、向き合うかも問われます。

Nさんは今、施設で穏やかな毎日を過ごされています。先程の報告だと体重も増えたと言うことです。先行きへの不安が非現実へと逃避させる、といった記事を読んだことがあります。もしかすると今、それらの不安から開放されたのかもしれない。そして今、私たちは確実にやってくる終末について考える時期に来ています。具体的には終末医療をどうするか？ お墓をどうするか？ といった問題ですが、今後もNさんとの関係の中でよりよい答えを探しながら保佐人業務を全うしたいと思います。

後見人・保佐人の業務や活動は、すぐに答えの出る正解ばかりではありません。ただ、これまでも、これからもより正解に近づくように事例と経験を積み重ねていくことはできると思います。

この活動は高齢者となった自分と重ね合わせて、考えさせられる機会を与えてくれます。自分の最期までの時間をどう使うか、貴重な経験を積んでいる、目に見えない財産を築いている、それが後見人・保佐人の業務です、と私は思います。以上です。

**青木** 玉井さん、ありがとうございました。在宅の方の保佐人としてサポートする難しさ、大変さが伝わってきました。それを乗り越え、ご本人がいま安心して穏やかに暮らしている、何よりだと思います。苦勞のしがいがあったんだろうと思います。

以上をもちまして、本会会員3人の事例報告を終了します。いずれも親身になって活動を進めてきたのが分かりました。これこそ市民後見人としての活動ではなかろうかという内容でした。3人の方有難うございました。

## 各法人からの後見活動報告

NPO法人東京市民後見サポートセンター 理事長

宮地 幹子

私は平成 23 年 4 月、品川区成年後見センターの支援員となりました。それ以前は 10 年近く社会福祉法人が運営するヘルパーステーションの管理者として、在宅介護の仕事をしていました。多くの認知症高齢者の日々の在宅生活を見てきた関係で成年後見制度の必要性を強く感じていました。その後東京都の市民後見人養成講座を受講しました。

そして平成 25 年 4 月にNPO法人東京市民後見サポートセンターに入会し、後見活動を行ってきました。昨年、平成 29 年 7 月代表理事に就任、現在に至っております。

NPO法人東京市民後見サポートセンターは東京大学、筑波大学の市民後見人養成プロジェクトや東京都の社会貢献型後見人養成講座の履修生が中心となり、平成 23 年 3 月に設立しました。

より多くの方々に成年後見制度をご理解、活用していただけるように普及活動を行っていくとともに、認知症高齢者や障害者の方々が「個人の尊厳」や「自己決定権」の理念のもとで“自分らしく”最後まで暮らして頂くために市民の視点でサポート活動を行っています。品川成年後見センターのご支援ご協力を得て、また他の法人との連携を図りながら普及活動や法人後見を受任しています。

受任状況といたしましては、平成 23 年の設立から 22 件の新規受任があり、平成 30 年 4 月末現在 10 件(後見 8 名、保佐 2 名)の後見業務を継続しています。年齢構成は大正生まれの方がお亡くなりになり、昭和 2 年から昭和 45 年までと幅広く、後見業務が複雑になってきています。

また、最近では被後見人の年齢が後期高齢以下の方がみられるようになってきました。また、当法人では平成 28 年 4 月から平成 29 年 11 月まで 1 年半ほど新規受任がなかったことで法人運営が困難になってきました。やはり運営を円滑に進めていく為には一定の受任件数を保っていかななくてはならないと思っております。

ここで私が担当した被後見人の方の事例を発表させていただきたいと思います。S さん、大正 3 年 3 月 30 日生まれの女性です。私どもが受任した時は既に 98 歳でした。高齢者住宅の 2 階に一人で住んでいらっしゃるが、ヘルパーさんが毎日一回、デイサービスと訪問看護のサービスを受けておりました。高齢者住宅に移る前は区内の民間のアパートにお一人で住んでいらっしゃいました。ヘルパーの派遣とデイサービスのプランは立てられていたんですけど、ヘルパーステーションのヘルパーさんは受けられていたみたいなんですけど、デイサービスは拒否されていました。お風呂の無いアパートに一人で住んでいらっしゃるわけですから、衛生状態は良くなって夏は汗か何かで皮膚が酷い状況だったと聞いています。そのアパートでボヤを出してしまって、そこに住んでいられなくなって今の高齢者住宅のところに移られたという事です。移られてすぐに後見人の受任が決まったものです



から、ご本人はお金の心配はしなくていいと安心されたようでデイサービスも行くようになりました。お一人で住んでらっしゃるんですけども、立って歩くことが出来ないんですね。お部屋の中を這ってトイレへ行く、ヘルパーさんが用意してくれた食事を食べている。一日部屋の中に引きこもっているわけですから、このまま在宅生活は厳しいなと思いました



たので、平成25年の暮れから26年の年末年始にかけて、ショートステイを利用していただくことになりました。お試しの回数と実際の年末年始のショートステイを利用して帰ってきて泣かれるんですね。施設に行きたくなかったみたいで。このままでは生活が難しいと思いますし、特に高齢ですので夏場の暑い季節、閉め切った部屋にお一人でいるのは危険なので南大井の老健をお勧めしました。その時に「必ず帰ってこれるから、お家に戻れるから」と約束して、2階に住んでらっしゃるんですけど、エレベータも何もないのでデイサービスに行くときとか、通院をするときはヘルパーさんの見守りだけで、お一人で階段を上り下りしないと行けないので、「老健に行ってリハビリをして元気で帰って来ましょう」と約束して入所していただきました。3か月が過ぎる頃になると100歳なんですけど、特に階段の上り下りとか、お部屋で起き上がったとかいうリハビリをしていただくようお願いしていたもんですから、帰ってくるころには階段をスムーズに上り下り出来るような状況になったんですね。「100歳で運動機能が上がるんだな」と感動したんですけど。「3ヶ月くらい経つからいったんお家に戻りましょう」とお話ししたら、「私ここが家みたい、もう少しここにいてもいいわ」という風に言われていたんですけど、また3ヶ月帰らないと冬場の申し込みしないと入れないんですね。それでまた説得して冬来るために一旦お家に帰りましょうという形でお家に戻っていただきました。その年の12月に入所したわけなんですけど8月に特養の申し込みがあったときに、一回で入所は決まらないだろうなと思ったので入所の手続きをしておいたんですね。そしたら年が明けた27年の2月に特別養護老人ホームから入所の案内が来ました。老健から直接、特別養護老人ホームの方に入所が決まりました。入所が決まりまして、1年半程してからなかなかお食事が進まなくなつて水分も取れなくなる、誤嚥性肺炎で入退院を繰り返すようになりました。平成28年12月27日に「入院しました」と連絡が来まして、その時は誤嚥性肺炎の軽い症状なので1週間程度の入院で済みますということでお話しいただいたんですけど、年末年始、施設にいるよりは、病院で見ていただいた方が安心かなと思ひまして12月28日に入院の手続きをしたあと、12月29日にお亡くなりになられました。亡くなったという連絡がきたんですけど、その日の朝まで意識がしっかりしてらっしゃったということでした。

年が明けた1月に葬儀をしたわけなんですけど、だいたい私たちみたいに後見人が付いてる方というのは、葬儀のお見送りは私たちと職員の2～3名でお送りするのが大体の方なんですけども、この方の場合には前にいたデイサービスとか、新しく引っ越されたところのデイサービス、それからショートステイを利用された施設とか、それから新たに入られた特

別養護老人ホームを運営しているところが同じ法人だったんですね、その方の事をよくご存じだったもんですから、そういった職員の方も葬儀に参列していただきました。そんなに寂しいお葬式じゃなくて本当に良かったなと思います。この方は東大井に生まれてずっと品川に住んでいたんですね。結婚歴はあるんですけどもお子様はいらっしゃらない、親族もいらっしゃらない、亡くなる前に品川区内のお寺にお墓があるのが分かりました。そのお墓を訪ねていきましたら、そのお墓にご本人の名前がすでに掘られていたんですね。ご本人はそのお墓に入るのをご希望なさっていることが分かりましたので、永代供養の手続きをしておこうと思っていたところにお亡くなりになってしまいましたので、その手続きが後見人としては出来ませんでしたので、親族もいらっしゃらないので、相続財産管理人の弁護士の方が決まりましたので、その方に財産を引き渡すと同時に、こういったお墓があるということ、ご本人がそちらのお墓に入りたいというご希望が強いので永代供養もしていただきたいということの引継ぎをお願いしました。昨年 29 年 12 月にお骨を管理していただいた、葬儀社の方からご連絡がありまして、無事納骨が済みましたというご報告がありました。

今 100 歳時代と言いますけれど、高齢になっても認知症になっても親族がいなくても、後見制度があれば安心して最期まで暮らせるというのが実感できましたのでご報告させていただきました。今後 NPO としましては成年後見制度の普及と、会員数と新規受任を増やして市民後見人の会に続く 10 周年まで頑張っていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

青木 宮地様、ありがとうございました。次は NPO 法人フレンド代表理事・吉野晴美様 お願いいたします。

#### **NPO 法人フレンド 代表理事**

##### **吉野 晴美**

皆さん今日は。「市民後見人の会」10 周年、おめでとうございます。NPO 法人フレンドの代表理事吉野と申します。

平成 23 年度、東大の市民後見人養成講座を受けた第 4 期生です。子育ても一段落しママ友と「何かをしたい」という思いでいたところ、この講座を知り受講しました。

その年は NPO 法人を立ち上げるのに熱心で私達もその波に乗った感があります。出だしは大変良かったのですがメンバーの 1 人が仕事の都合で辞めることになり、私共法人存続の危機がありました。その時に今でも大変お世話になっている、今日もいらしている弁護士の遠藤英嗣先生にご無理を言って登記場所の住所をお借りし危機を回避する事が出来ました。この場をお借りして御礼申し上げます。

それ以後、品川成年後見センターの支援員になり、現場での勉強をさせていただきながら、その傍ら私たち法人にて東京家庭裁判所から後見等の受任を 6 件受け、お二人の方を看取りました。現在は 4 人の方のお世話をさせて頂いております。この法人の中では一番弱小ですけど頑張っております。その方たちは補助 1 名、保佐 1 名、後見 2 名です。当初、

私達フレンドのメンバーは福祉の事はまったくの素人でした。両親、姑を見送った経験しかありません。完全なる一般庶民でございます。もちろん、基本的な知識は必要ですが、これがまさに市民後見人なんだ、と最近思うようになりました。最初は専門知識がなくてもやる気があれば、おいおい学んでいけばよいと思います。

私達も色々な講座で現在も学んでおります。また、品川成年後見センターの職員の皆様が監督人という、素晴らしいスタッフもいらっしゃいますので、いつもご相談、アドバイスをいただいております。ですから安心して活動させていただいております。それでは私達が発見した事例の中でお話させていただければと思います。

私達が発見した中で、かなりひっかかった部分でのお話をさせていただきたいと思っております。受任2件目の案件で認知症度Ⅲaの方の延命治療の時、医師から細かい説明もなく中心静脈栄養と言って首の静脈に穴を開け、管を入れ、そこから栄養を入れるという治療でした。あとで知った事ですが、この治療はご本人も苦痛を伴うということでした。この経験があったのでお2人目の方の延命治療のご相談を医師から尋ねられた時は、「後見人は医療同意は出来ませんが、まずご本人にお聞きします」とお医者様にお返事をいたしました。そしてご本人にお聞きしました。その方は認知症度は、Ⅱaで延命治療という言葉を使っても難しすぎるので、「口から食事が出来なくなって首に穴を開けたり、胃に穴を開けたり、口から管を入れたりして栄養を入れたり、人工呼吸器をしてでも生きていたい？」とお尋ねしました。大変シリアスな問題ですが避けて通れないので頑張ってお聞きしました。ご本人ははっきりとした口調で「嫌だ」と言われました。その事を医師にお伝えしたら、「ご本人の意志なら延命治療はやめましょう」と了解していただきました。その方の最期は苦しまずに眠るように逝かれました。これは私にとってはかなりの救いになりました。この経験から現在受任している方々にも時期を見て対応していきたいと思っております。また、この2件のお話は私どもの経験において、お話させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。受任して初めてのお顔合わせから3ヶ月・6ヶ月、1年と、その方によりますが「ありがとう！ また、来てね！ 今度いつ来てくれる？」との言葉をいただいた時には後見人冥利に尽きます。また、自分自身も生きがいを感じるお仕事だと思っております。

お人様から感謝をされるということは、本当にやっつけて良かったと感じる一瞬です。

最後になりましたが、私ども「フレンド」は女性役員によるこれからの超高齢化社会のニーズに女性目線で細やかな対応を目指して活動したいと思っております。今後、私ども法人はこれからも努力研鑽を重ねて多くの方々の生活の支援をし、利用してもらいたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

青木 吉野様、ありがとうございました。続きましてライフサポート東京の平松様、よろしくお願ひ致します。

## NPO法人ライフサポート東京 理事長

平松 太郎

ライフサポート東京で理事長をしております平松と申します。よろしくお願ひいたします。

「市民後見人の会」10周年、おめでとうございます。私達は元々は品川区内の行政書士有志が立ち上げたNPOなのですが、我々のNPOを語るにあたって品川区の社会福祉協議会成年後見センターとの出会い無くしては語れません。

平成12年の民法改正によって成年後見制度がスタートするんですけども、まだ間もない14年6月に品川社協の中に全国の社協に先駆けて初めての専門部署として成年後見センターが開設され、法人後見を推進しておられました。

ちょうどそのころ行政書士会の品川支部の中に若手のメンバーが集まりまして、十数名で青年部を作りました。その青年部で支部活動を活発にしていこうという事で勉強会などをしていたわけです。

平成15年の行政書士会品川支部総会の時、当時の品川区の濱野助役(現品川区長)が区長代理として区政報告をしていただいた、その中で品川成年後見センターの活動が紹介されました。

これがきっかけとなり、私達も成年後見制度を勉強しようというのが青年部の中で話合われて、さっそく助役にお会いして成年後見センターをご紹介いただきまして、当時室長とよばれていたんですけど齋藤修一室長にお目にかかって講師をお願いしたのが我々との最初の出会いだと思ひます。

二度程、室長に来ていただいて研修をやったんですが、その後齋藤さんの方からお電話があつてお会いしに行ったんですが、その際に齋藤さんから成年後見のニーズはどんどん増えていくであろう。当時社会福祉協議会でも100件くらいの後見人をやってらっしゃったんだと思ひますけども、「社協だけではそのニーズに応えきれなくなる。後見活動に協力してほしい」というお話でした。「是非皆さんで受け皿になる組織を作つて欲しい」と言われました。その話を持ち帰つて仲間と相談し、行政書士会からは独立した形で有志としてNPOを立ち上げようという話がまとまりまして、一年間の準備期間を経て平成17年12月2日、今から13年前と半年くらい前に特定非営利活動法人ライフサポート品川という形で法人設立登記をいたしました。

その後、会員が品川以外の人たちも加わり活動領域も首都圏全体に広がつたので、平成19年にライフサポート東京という今の名前に改称しております。法人は設立はしたんですけども、当時は親族・ご家族による後見か、もしくは第三者がやる場合でも、いわゆる専門職と言われる弁護士、司法書士、社会福祉士さんによる後見が主流で、それ以外のNPOや市民後見人が後見人をやるというケースがまだ前例があまりない、という時代でなかなか私達も受任できない、という状況が続いていました。

そういう中で、初めての受任は平成18年で東京家裁八王子支部(現立川支部)の案件でした。品川社協からご紹介いただいたものでした。この時さっき言つた事情があつて、けっこう行政書士会の仲間の中からは、「NPOが受任するなんて無理だよっ」て言われるよ

うな状況があったんですけども、齋藤所長が八王子支部まで直接出向いていただいて強力に推薦して下さったこともあって受任に至りました。

八王子で受任できたことによって本庁の方の案件も翌年受任出来て、この2件の受任経験の中で実際に空理空論ではなくてNPOを運営していく上でNPOが法人として後見をやっていく上でどういう体制が必要なのかというのも勉強することが出来て、その体制を整えていったところですよ。内部の中の監査の体制ですとか、書式の整備だとかを進めていきました。その中で次第にNPO法人の社会的信用度が高まってですね、口コミもあって受任件数は徐々に増えていくことになります。

平成22年10月に成年後見制度について法曹関係者らが集まって「2010年成年後見法世界会議」が横浜で行われました。16か国から500人の方が参加されたんですけど、私達も理事会のメンバーが参加いたしました。この会議では齋藤所長もコメンテーターで発言されたんですが、この会議のなかでも私達は相当色んな事を勉強することが出来ました。

そういうなかで今後、私達、ライフサポート東京がどういう風に進めていくかの三つの基本方針を定めることが出来ました。1番目は今日のこの会にも関係するんですが各地の社会福祉協議会を軸とした地域的ネットワークに根差した活動をしていくということです。特にこの品川の集まりというのは全国的には品川方式と言われているくらい全国に誇れるような体制を作っていると思うんですけど、こういう形で地域にしっかりと根を張って地域の仲間と一緒に後見制度を推進していくということが第一番目です。

第二番目が法人後見に特化した活動を進めること。専門職の団体の多くは、一番やっていらっしゃる司法書士さんのリーガルサポートさんのように会に紹介された案件というのは、個人の司法書士さんが、リーガルサポート会員の司法書士さんが個人として後見人に就任するという方式をとっておられるんですけども、我々はそういう方法をとらずに、ここに参加している団体がすべてそうだと思うんですが、法人として後見人に就任するという法人後見を行っております。これに特化して法人後見の良さを最大限生かして活動するという事で個人後見を行わずに法人後見を進めるということが二番目の話です。

三番目は私達、行政書士の資格を持っている会員もいるんですけども、行政書士とか専門職と市民後見人が融合した活動によってより質の高い成年後見を進めると。この質の高い成年後見はどういった事かということと本人の自己決定権の尊重ですとか、残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念を最大限重視した身上保護を行っていくと、もちろん本人の保護は重要なことで、その為に適正・安全な財産管理を行うわけですけども、一部の後見人の中には「私はあまり身上保護に関心ありませんと、財産管理にしか関心がありません」と仰る後見人もいらっしゃるんですけども、そういうことではなくてですね、より本人の意思を尊重した質の高い後見を進めていくというのにこだわってやっていこうという、この三つの基本方針を定めています。このもとで活動を進めてきまして、元々品川の行政書士十数名でスタートした私たちの法人ですけども、13年の活動を経て今日首都圏全域から行政書士、社会福祉士、社労士、宅建士、ファイナンシャルプランナー、弁護士、税理士等の資格を持った会員や市民後見人が参加している100名近い組織に成長してまいりました。法定後見と任意後見を合わせて、7月現在で約320件の受任実績を持つにいたりまし

た。また品川の地域に根ざす活動の拠点として豊町に店舗を設けてブックカフェ、認知症オレンジカフェの運営も行うようになっていきます。

今後の我々の方向性なんですけど、組織の拡大や受任実績の増加は先ほど申し上げた三つの基本方針が正しかったんだな、ということの一つの証だと思うんですけど、一方でそれに伴う私たちの責任も非常に重くなっていると思います。法人後見の良さを宣伝して多くの方に我々を選んでいただいているんですけども、それは法人であるがゆえにずっと続いていくという事を前提に期待されていることだと思うんですけど、そうやって我々が後見人に就任しながら、来年解散しましたでは話にならないと思いますので、我々は今、13年目、14年目に入ったわけですけども、これを50年、100年続けていく、そういうNPOの組織体制を作っていかなきゃいけない、という風に強く感じております。今、そのことに力点を置いた会の運営を進めております。我々の方向性としては今100名近い会員になったわけですけど、これをどんどん拡大してですね、最初はライフサポート品川だったからそれがライフサポート東京になったから、次はライフサポート関東だと、ライフサポート日本だということではなくて、組織としてはこれ以上大きくなっていきますと顔の見れる関係は作れなくなっていくという事もあります。現状の100名でも私もだいぶ顔と名前が一致しない方がチラチラ出てきてしまう状況ですので、我々の理想としては我々の中で育った方々がその地域で仲間を集めて兄弟のNPOなり一般社団を作っていただくと、我々の組織の支部ではなくて独立とした法人として小回りの利く形で、その地域に仲間が増えていくということを期待しています。一昨年にライフサポート東京・墨田という一般社団が墨田区の方に作られていますけれども、こういう方向も今後堅持して各地に我々の仲間が増えていくようにしていきたいという風に考えています。

**青木 平松様**、ありがとうございました。最後になりますが、一般社団法人しんきん成年後見サポート業務部長・小島様お願い致します。

#### 一般社団法人しんきん成年後見サポート 業務部業務部長

#### 小島 寛

ただいまご紹介いただきましたしんきん成年後見サポート業務部長の小島と申します。よろしくお願いたします。まず最初に「市民後見人の会」設立10周年記念おめでとうございます。

私たち法人の設立の経緯から申し上げます。まず最初に品川区内に営業店を持つ信用金庫、さわやか信金、芝信金、湘南信金、城南信金、目黒信金の5つの信用金庫が社会貢献事業の一環として一般社団法人しんきん成年後見サポートが、平成27年1月21日に設立されました。今登壇されている横の方々にはNPO法人なんですけど法人の形体が、私どもは一般社団法人ということで設立年月日からすると一番弟分ということでございますので、今後ともよろしくお願いたします。法人設立目的は先ほどから申し上げている社会貢献事業として成年後見制度の普及及び充実に努めることなどを通じて、ここに「認知症になっても安心な社会」を掲げている訳ですけども、私たちの法人の目的も判断能力の不十分

な高齢者や障害者が安心して暮らせる地域の福祉に寄与することを目的に成年後見人、保佐人、補助人、また、任意後見人になることも職務とするということで事業展開しています。取り組みの特徴としては法人後見を行うということで、担当者は品川区主催の市民後見人の養成講座を修了しました信用金庫のOBだとかOGを中心にその関係者が担当しているのが現状でございます。市民後見人の会さんと同様に私どもも男女ペアで訪問するという原則にして実施しています。事務局は現在、城南信金本店の11階にございますが、事務局には常勤者1人を含め、週3日ぐらいの交代者が10名。それと担当者が13名。今現在、累計受任件数は3年半で法定後見22件です。任意後見、まだ全て動いているわけじゃありませんが、契約件数が38件。それから遺言執行者の指定を受けているのは82件。相談件数は238件。本年6月までの数字ですけども、こんな状況になっております。

それと私どもが取り扱っている法定後見の現状を申し上げますと、先ほどから話が出ている品川区長申し立て案件で、もちろん品川区と品川社会福祉協議会において運営委員会の中で検討された事案ですので、ここに登壇している法人の特徴等を生かした形で、いわば後見の候補者という形で推薦されているのかなという風に私どもは受け止めているわけですが、特徴の1点目は子どもさんのいない夫婦、子供さんがいないという事になりますと、相続人は誰になるのかという事が複雑化します。それと今の社会情勢を反映して、必ずしも住所が品川近辺だけではございません。実際にやった事案では、代襲相続とあって、その方のお子さんがいないために、その亡くなった方の兄弟の方をずっと追いかけていく必要がある訳ですが、戸籍がなかなか取れないという難しい問題があります。結果的に相続人が15、16名ほどおられまして、大変な労力を要したという案件がございます。

またもう一つ特徴的なのは、不動産の処分に関わるような事案です。不動産をお持ちになっても皆さんご存知のとおり都内の道路状況が非常に狭いところに現実には家が建っております。そうしますと、現実には道路に隣接してませんと買主を探しても、要は家が建て替えられないために、買ってもしようがない土地というような位置づけになりますので、非常に苦労しています。ご本人さんですと、自分の家を柱だけ残して側を取り換えると言いましょうか、新築そっくりさんと言う形で立て替えて住み替えるという方法もあるんですが、他の方が住むというのはなかなか難しく、最終的に買い手がおられれば、例の不動産の処分については当然家庭裁判所の許可が必要ですので、そういった手続きも進めていくわけです。そういう問題を抱えている事案を多くやらしていただいているというのが二点目の特徴かと思えます

それともう一つ、東京家庭裁判所では品川社協が監督人についたから審判が下りるっていう図式で動いておりますが、千葉家庭裁判所の管内に監督人が付かない形で、私ども法人と親族の方が後見人という形で、複数の後見人、各々権限は100%持っている後見人という形で動いているという事案が1年経過して千葉家裁に報酬付与の申し立てをしたというようなケースがございます。

それと私ども法人の課題というのは、どこの法人さんも一緒なんですけど、成年後見の取り組み時点というのは、創業者と一緒に、熱い情熱に燃えてる方がいらっしゃるわけだと思えますが、それを法人として継承して継続していかなくてははいけません。スキルアップ

を回ったうえで、そういうことが必要になってくるのかなと、どこの法人においても、これは共通の項目だと思います。

私どもの今後の展開の特徴といたしましては、信用金庫でございますので新聞等でご覧になっていると思いますが、地域に密着した組織で、地方においても成年後見人のニーズの高まりが出ている中の答えといたしまして、静岡県沼津信金、岩手県の花巻信金、すでに当法人と同様に、同様の名前の後ろに地域の名前が付いたような法人が立ち上がっております。直接的な法人の連携という意味ではノウハウを全て私どもの理事長は無償で全部提供しているという状況がありますので、法人を立ち上げる時に非常に助かっているというのが現状かなと思います。

参考までに私どもが3年前に東京家裁に法人として立ち上げて、その年から受任したいという意向がありましたので、私も直接3回説明に行きました。家庭裁判所は何を心配するかと言いますと、この法人は継続して活動が出来る法人なのかというのが一番心配の種類です。従いまして資金ぐりがどうなってどう動くかという資料を提出し、加えて社会福祉協議会の補助金もあって、運営も確かなものであるということを経営者にも同行いただき法人が立ち上がって、今の受任件数に至っているということでございます。

今後ともよろしく願いいたします。

**青木** 小島様、ありがとうございました。各法人からの報告が終わりましたので、最後に古賀理事長、よろしくお願い致します。

#### 古賀

私の方から一つご提案したいのですが、この団体が一同に集まったというのは、今回初めて公開の場で議論もできたわけですから、なんらかの連絡会みたいなものを作って、品川での市民後見人、成年後見人運動をどう広げていくか、ということを経営者に議論をしていければいいな、というご提案をしてこの場を終えたいと思います。有難うございました。

**青木** ありがとうございました。この品川が日本の成年後見のリーダーなんだという気概をもってこれからも活動して行きたいと思います。次にお二人を紹介します。お一人は市民後見人として活動されている長井淑子さん、もうお一人は本会の前理事長和久井です。それでは長井さん、よろしくお願い致します。





## 成年後見に関わって思う事

市民後見人

長井 淑子

長井淑子でございます。「成年後見に関わって8年」と言うのが苦慮した題名であって、何についてお話しして良いのか分からず、お勉強を始めて終わった頃から8年ということになっています。その前に、市民後見の会の皆さま、設立10周年記念おめでとうございます。

お話を聞いていますと、NPO設立の2年前から活動をされてきたということ、私がお勉強をした平成21年から22年においても、市民後見だけでなく、まだまだ成年後見というのがどういうものかと言うのを世間的に知られていませんでしたし、かく言う私もお勉強をするまで成年後見がどういうものか、ということも知らずに、知人に少しこういう大学で市民後見という養成講座があるので、受けてみないかという誘いを受け、どういうものかも知らず、気軽に受けたのが平成21年です。

これが東大の養成講座、先ほど、吉野さんが四期生と仰っていましたが、二期早いちょっと先輩になります。その養成講座には全国から350人くらい集まって来られていて、皆さんとても熱心でした。

気軽に気持ちで受けた私は、大変落ちこぼれていましたし、皆さんの熱心さに圧倒されながら、右を向いたり左を向いたりしている間に、132時間という授業が終わってしまいました。履修したのが平成22年の秋です。その時に知ったのが、先ほど、ライフサポートの平松理事長が仰っていましたが、まず全国的なエリアの中で市民後見と言う事にまだ手がついていないということ、そして品川区は市民後見が既に誕生していて全国でもトップクラスである、ということ。品川に居住しておりながら、全然知らなかったのですが、そのご縁で、その頃の齋藤所長という方が、東大の養成講座の講義にも来られていましたが、品川区の取り組みはとても評価が高く、みなさん、齋藤所長に色々なところでの講演依頼であったり、講義の依頼がありました。そして、私はそのお名前にあやかって、品川区在住ということだけで、同じように全国でお話をさせていただく機会がありました。

一番印象に残っているのは今から5年くらい前です。佐渡市に行った時のことです。まだ市民後見人というのが誕生していなくて、成年後見制度に対する啓発もほとんどされていなかった状態の中で、地元社協がシンポジウムを初めて開催しました。市民後見人を養成したいということで、私は市民後見人の全ての代表ではありませんがお話をさせていただきました。そこで弁護士さんがストーリーを考えられて、司法書士さんや福祉関係の方がたくさん集まって、成年後見制度を皆さんに知っていただきたい、ということで、寸劇を演じられました。寸劇と言いましても、小学生の学芸会以下かもしれませんが、皆さんとても熱心でした。というのは、島民の方に成年後見制度を知っていただきたい、少しでも市民後見人に手を上げていただきたい、という思いがひしひしと伝わってきました。その後私が登壇し、そういう印象を話したら主役を演じた方が、社会福祉士さんですが、涙ながらに挨拶に来て下さったくらいです。半年後に別の市のシンポジウムでその方にお会いしたら、もうすでに市民後見人の養成講座を始めました、と仰っていました。そしてまたそ

の半年後、今度は弁護士さんなのですが、佐渡に渡って一年後になるんですが、修了生の中には、社会福祉協議会が受けている後見の担当者としてデビューされた、ということをお聞きして感動したことを覚えています。

その寸劇の内容というのは、高齢者の一人暮らしのおばあちゃんが、消費者被害に遭う。そして、一人暮らしであったために誰も援助する人がいない。それでは制度を利用しよう、ということで、成年後見制度の利用を勧められ、利用することで消費者被害から守られた、ということなんです。みなさん制度についてはご存知の方ばかりなので、このストーリーの粗さはよくお分かりかと思います。成年後見がつく前の契約等は解約ができないのですが、一般の方たちに理解していただく、というようなことで、そういうストーリーを考えられたのだと思います。でも、そこには少しでも、ここに掲げられている「認知症になっても安心して暮らせる社会」、認知症の高齢者が少しでも安心して住み慣れた住居で暮らして生きたいということを支援していきたい。そして、今でもあるかと思いますが、消費者被害に遭わないように、少しでもサポートしていきたいという想いがあったからだと思います。これには本当に感動しましたし、心がうたれました。

先ほどから出ているように、認知症の高齢者は 500 万人を超えていると言われています。その中で成年後見制度の利用者が、平成 29 年末で約 21 万人。この約 21 万人の中には、認知症の人だけではなく、知的障害や精神障害の方も含まれています。先ほど、平松さんが仰っていましたが、今、専門職域の後見人と言うのは、弁護士、司法書士、社会福祉士以外にも、税理士さんや行政書士の方が参画されています。でも、想定 500 万人を超える認知症高齢者に対して、制度の利用、この中には先ほどから出ていましたが、任意後見も含まれています。それが 21 万人と言うと、如何に少ないかということがご理解いただけると思います。

昨年、「成年後見制度利用促進法」が施行されました。そこに掲げられたテーマの一つに「地域連携ネットワーク」というのがあります。

佐渡市の寸劇では、一人暮らしのおばあちゃんには、都会で暮らす一人息子さんがいますが、仕事の関係で度々帰省することはできません。ヘルパーさんにケアマネージャーさんが後見人に協力しながらおばあちゃんを見守り、何かあれば、息子さんと連絡を取り合いながら支援していくというものでした。

まさにこの掲げられた「地域連携ネットワーク」の一つの形だと思います。利用者を支えていくには、多くの人たちの目や手や耳が必要です。

少しでも多くの方に、成年後見制度に興味を持っていただき、なんらかの形で参加いただければ嬉しいかぎりです。これで終わらせていただきます。失礼しました。

**青木** ありがとうございます。次に本会前理事長・和久井にお願いします。和久井は、次にご講演いただく堀田力先生のさわやか福祉財団で理事も勤めていました。幅広い全国的な視野から話して貰えると思います。今日の題目は「後見制度の歩みと現状」です。では和久井さん、お願いします。

## 後見制度の歩みと現状

NPO法人市民後見人の会 ・前理事長

和久井 良一

南大井の和久井です。20 数年前に、五反田にあったさわやか福祉センターっていう小さい事務所に飛び込んで僕のボランティアは始まったんです。地域の支え合いをずっとやって来ました。今日は成年後見制度の歩みと現状ということをお話しています。まず、2000年に介護保険と成年後見が同時にスタートした。ところが成年後見が全然普及しない。高齢者問題を考えている民間団体が集まって、高齢社会NGO連携協議会、高連協を作っていました、その中で成年後見の研究会があった。最初はアドバイザーをやろうということだったんですが、「アドバイザーじゃダメだな。実践が必要だ」ということで「市民後見人に挑戦しよう」という意見が出てきてそれをNPO法人でやろうと。専門的な知識は社会貢献型の専門家の支援を得よう、というようなことが始まりです。

ただ、当時は市民後見という定義もなければNPOもないし、専門家からすれば「なんで市民が成年後見をやるんだ」、というような風潮の中です。品川で高連協に関係した森本さん、古賀さん、曾根さん、私がいて養成講座をやりました。養成講座をやって、そこから社協とか区との連携が出来た。人が集まってNPOを作ろうと。人は集まったけどお金はありません、事務所はありません、ということで森本さんの持っている小さな古いアパートなんですけど、それを借りて事務所にしてスタートしました。

その養成講座をやった時に読売新聞に大きなスペースで高齢者の社会参加ということで取り上げられました。始めたんですけども市民がやっても家庭裁判所は認可しないので社協さんの監督という事で東京家庭裁判所に2008年に2件の成年後見を申し立てました。その時、私は家裁に行ってまして、調査官から40分のヒアリングを受けたんです。その中身は一言で言えば、なんでNPOが成年後見やるのか、ということでした。それについて我々が答えたのは、尊厳ある暮らしを支えるための共助。それからもう一つの安心の福祉のまちづくりの一環、もう一つは高齢者の社会参加。ということで認可がでて始まったんです。その後、何件か後見が積み重なりまして、そういう中で実践。私は、提言も大事だけど提言には実践が必ず付かなきゃいけない、という考えを強く持っています。その実践を通じて得たものは、法の専門家が言うように、財産ありきじゃなくて、身上保護がまずあってお金はその人の為に使うという事です。それからもう一つ、非常に地域密着型である。それから市民の集まりですから専門的な知識は少ないわけですから、社協さん、二人の弁護士さん、一人の司法書士さん、一人の社会福祉士さん、それから斎藤修一さん、ということで業務指導委員会をやっていただきまして、それが同じメンバーで今日まで10年続いているんです。みなさんに配られた記念誌の中に業務指導委員の先生方が寄稿してくれたのがあります。是非後で読んでいただきたい。「何も無いところから市民後見人はできた」というようなことがあからさまに背景が分かります。そういうことで、市民後見が出来るといふふうに思います。それから我々の会は最初から担当が1名ではなく2名でやろうと、それは時間の調整とかお金の問題は当然デリケートですから、月末には銀行に2人で行く、ということが始まったんですが、それが発展して現在は新任の方が主担当、

経験者が副担当という正副 2 名制でやっている。これが非常に良い形で来ていると思いますね。

それからもう一つ、厚生労働省は認知症の人が 800 万人になる、障害を持った人たちも入れれば 1200 万人の人がいると言う。昨日の映画会で講師の品川成年後見センターの方が言ってましたが、80 歳以上の方は 4 人に一人。65 歳以上の方は 6 人に一人が認知症になる。僕は 80 歳以上の 4 人の中の一人なんですけど、そういう非常に身近に認知症の問題が出てくる。そういう中で政府も自治体とか何かを動かすんですが、なかなか正直見ていると動かない。僕もさわやか福祉財団の活動で全国の自治体を歩いていましたから、なかなか話していても動かないということですね。東大も牧野教授を中心にして養成講座やって 2700 人の方が修了していますけども、なかなか団体活動が思うように出来ていないのが現状です。そこで東大の大森名誉教授とさわやか福祉財団の堀田さんが中心になって、介護と連動する成年後見研究会というのが行われ、厚労省の老健局長に提言をして、結果として生まれたのが、老人福祉法 32 条に 2 項が加わった。そこで市民後見っていうのが初めて政府の法律の中に明記された。それから自治体が中心になりますよ、地域支援をやりましょうということが、そこにうたわれているんですね。ところが私が全国回ってまして、今は引退していますが、なかなか動きがない。山形に行ったら、山形に東大養成講座卒の二ついい団体があるんですが、山形市はそれを使おうとしない。山形の社協がなんぼやっているか、といたら 10 名ぐらいでやっているっていうんです。そういう状態ということですね。

そこでこれを伸ばすにはどうするかということで、参考になるのが先ほど平松さんも話していましたが、成年後見学会世界大会です。これが 2010 年に横浜でありまして、品川の副区長も齋藤さんもスピーカーとして発言しました。ドイツは 8 千万人の人口で現在後見人、任意を入れて 200 万人近い方が使っているわけですね。日本はどうかというと人口 1 億 2000 万人で、最高裁のホームページで 21 万人ということで、この差ですね。これはどこにあるかというと、ドイツの場合、市役所の窓口が非常に活発的に後見の受付をしてくれる。それから裁判官が、この横浜の大会で聞いた話ですが、自転車で走って被後見人のところを回る、そこまでやっている。それからドイツ人が社会貢献型だということです。なによりも世話人協会という素晴らしい組織があるという。その世話人協会の中を見ると市民後見人の方が 57%、専門家の方が 43%。これは市民が非常に尊重されているということです。

私はさわやか福祉財団で「成年後見制度、市民後見全国サミット」を損保ジャパンの本社でやりました。26 都道府県から 500 人以上の方が来て立見席まで出た。その中でやったのは市民後見人がいなければ、認知症の人間性が守れない。亡くなられましたけど齋藤所長が言われたのが、「品川区で 7200 人の対象候補がいる」と。市民後見人は専門職を補う存在ではなくて、地域で必要とされる第三者後見人だ、ということをおっしゃいましたね。これはやはり市民と一緒にやっているから言える素晴らしい言葉だと思います。日本の政府は認知症国家戦略をやってまして、一昨年から成年後見促進法が色々進められています。尊厳とか、自己決定権、不正防止も入っています。その中で自治体の中核となる地域支援ネットワークを作りなさいという事があるんですが、なかなか進まない。今年の春の朝日

新聞で「成年後見は何故広がらないか」という記事が出ていまして、成年後見法学会の新井会長が言ってました。その中で出てくるのがドイツの事例だったんですね。

今度は品川に戻ります。品川は福祉先進区と言う風に言われています。去年から濱野区長が「品川の『わ』」と言ってますね。これと和久井の「わ」でもあるんですね。これは皆で支えようと、そういうことですね。地域包括センターに加えて、各地域センター13の中に「支え愛・ほっとステーション」があります。これは介護保険の対象ではない方も、訪問して相談を受けて支えるネットワークで、そこに区民も参加しようと。私も支援員として登録しています。

もう一つは品川の成年後見というのは日本のナンバーワンですね。大阪市もいいんですけど、品川はナンバーワンです。やっぱり社協さんを中心にして区民の方に成年後見の実態を、こういう機会も含めて知っていただいて信用をいただいて使っていただく、ということが非常に大事だと思います。

厚生労働省は今、高齢者問題を考えていく中で医療、介護、介護予防、生活権、住まい、それに加えて地域の支え合い、というのを強く出しています。これはさわやか福祉財団が今、強烈に全国展開しています。こういう地域の支え合いってというのがすごく大事な部分です。

もう一つは品川の特徴に成年後見がある。品川社協は多くの実績があります。だから医療、介護、生活支援、地域支え合い、成年後見があって尊厳ある暮らしが初めてそこで出来上がる。

最後に「市民後見人の会」ですけれども、発足した時は専門家の方から「市民が何をやるんだ」と、「我々の職域妨害」なんてそんなようなことがありましたけど、先ほど言った今日配布された「10周年記念誌」を読んで下さい。業務指導委員の先生の話がすごくいい。何もないところから出来上がったこの会が、見えますね。認知症になっても安心する社会というのがあります。市民後見の場合はですね、実績を重ねないと信用が得られません。信用が大事です。お金も扱いますね。ということで私は申し上げたい。提言をしたら実践をする、実践の結果でまた提言をする。その繰り返しで社会を変えていくという考え方が、行動パターンが大事だと思う。

それと品川の中では地域愛がいろいろ進んでいます。それから成年後見促進法の中に、齋藤修一さんが「品川モデルが入っている」と言っています。こういう専門家の委員会の中にも、市民後見の代表が送り込まれていかななくてはいけない。

最後、我々高齢者が社会に役立つことをして、それで「ありがとう」と感謝されたら、そこに喜びを感じる。それが生きがいになる。

皆さんで品川で市民後見人の会を、良い社会のモデルになるようにして行きましょう。

青木 和久井さん、熱いメッセージ、ありがとうございました。

# 記念講演

(7月15日)

## NPOとして進める市民後見人運動

公益財団法人 さわやか福祉財団 会長・弁護士  
堀田 力

皆さん、今日は。市民後見人の会 10 周年、おめでとうございます。10 年続けるっていうことは本当に大変なことで、リードして下さった和久井さん、古賀さん、会を支えて実際に着々と着実に市民後見の仕事をこなして下さった方々のご努力に改めて心から賛辞を捧げたいと思います。

また品川区にも、社協さんにも随分支えていただきました。なんども名前が出ておりますが齋藤修一さん、本当に悔やんでも悔やみきれない素晴らしいリーダーだったんですが、彼が敷いてくれた路線をその後も継承して、ずっと市民後見人活動を支えておりますこと、大変嬉しく思いますし、今日パネルに登場されました、同じ市民後見の活動を展開しておられるNPO団体あるいは信金さん、本当にすばらしい活動です。古賀理事長が言っておられました「緩やかな連携がしっかり出来て、力を合わせてこれからの市民後見の発展、品川区でモデルを示して欲しい」と心から願っております。

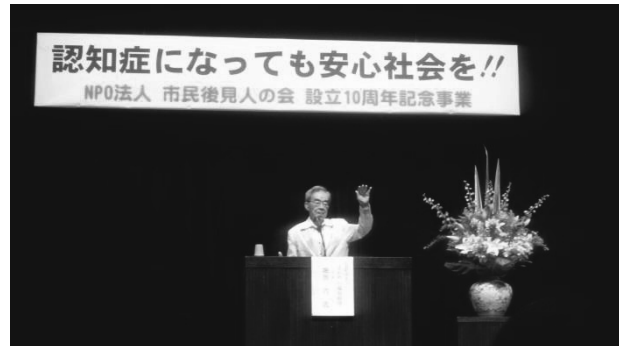
今日申し上げたいことは、成年後見制度は大事な制度だけど、残念ながらまだ問題が沢山あって、これから制度を改めていかなきゃいけないところが多くある。そういうせいもあって今日パネルに出ていた方々や、和久井さんからも出ております、成年後見制度の果たすべき役割が殆どというか、果たせていない。そういう中で品川の市民後見人の会を始めとして、NPO法人さんたちが展開しておられる、この市民後見の活動はあるべき成年後見の形を示しています。

単に市民後見だけじゃなく、成年後見を運営するプロの方々も、しっかりこの品川区の市民後見の実践の仕方を学んで、日本の成年後見制度を良いものにしていかなきゃいけない。品川区の市民後見の活動はまさにそのモデルであるということを申し上げたいと思っております。

認知症の方々を判断力の点で支える成年後見制度。これは 1990 年代、先ほど東京市民後見サポートセンターの宮地さんが仰ってましたけども、その頃福祉をやっていて「認知症の方をしっかり守ってくれる制度がないと、もうこれまでの福祉の制度ではかばいきれない」。そういう制度が必要ということは福祉の現場、助け合いの現場で活動しておられる方は実感しておられた。そのころから随分と認知症の方々が増えていったんですけども、その方々を守る仕組みがない、これはなんとかしないと大変だ、ということは実感でありました。

私もそのころ 1990 年代に『ジュリスト』という、法律家が割合よく読んでくれる雑誌に

書いたんですけども、認知症者の財産保護は法の暗黒領域で法律が入らない。そこでは一部の家族の人たちが、親の方がまだ生存しておられる間から親の財産を認知症になってわからないことを良い事にして、どんどん持っていく。家族なら家族で、そりゃまあ家族だから、ということもあるでしょうが、家族ではない本当に悪い連中が、色んなものを売りつけるっていうのは皆さんご承知の通りです。今日の事例の中でも、そういう人たちから守らなきゃいけないという話が出てきました。いらぬものを売りつけていただけじゃない。本人が持っている通帳を本人がいるところで奪い取っていく、これは強盗ですよ。あとで本人が訴えられない、そういうことで通帳、カードを奪い取っていく、そういう事も珍しくない。ずるい連中は守ってやるような顔をして通帳を預かり、これもあれも持って行ってしまっただけで使い込んでしまう。本当に法律の暗黒領域で、そういうことが福祉の現場では見えるんだけど、誰もどうすることも出来ない。



福祉でヘルパーさんで入っている方も、「あ、財産が減っている、また持って行かれている」。そういうことが分かって警察に行っても、いつ被害にあったか、そもそも被害にあったということが本人には分からない。「あの人は良い人なのです」なんて詐欺の人をかばったりしている。いつ何が無くなったか、これが確定できなきゃ警察としては事件にしようが無い。誰もそれが確定できない。誰も訴えることが出来ない。「これが法律のある法治国家か」、「こんなことが白昼堂々行われていいのか」、「それを何とも出来ない社会でいいのか」という切実な思いでありました。

一方ではその頃は介護保険制度もなくて、高齢者の方を支えられない。何とか早く介護保険制度を作らないと、家族がつぶれてしまう、離婚が起こる、ひどい時には殺人まで起こってしまう。早く介護保険制度を作って、これに我々の助け合いを組み込んで、助け合いの方は気持ちを支える、介護保険制度はしっかり体を支える仕組みを作ってくれと、一方では介護保険制度を作ってくれるように樋口恵子さんたちと組んで厚生労働省に対して強く訴えました。

法務省に対しては「こんな法律の闇、法の暗黒領域があっただけいいのか」と色々訴えて、法務省もなかなか腰が重いんですけども、この成年後見制度については、すでに1990年代の早いころからカナダとかイギリスとか色々勉強に行ってくれていて、情報収集はやってきていた。ただいかにせん介護保険制度は幅広くみんなの意見を聞いてやろうということで、例えば樋口恵子さんと私たちは「介護一万人委員会」というのを作って、全国のみんなの意見を介護保険制度に反映させようと運動し、良くなった点があります。

成年後見制度の方は、法務省の特質なのですが、なかなか市民に議論を公開して、意見を聞くということが出来ていなかった。ただ、内部的には介護保険制度と成年後見制度は車の両輪として走り出さないと、この法の暗黒領域、認知症の方々がどんどん増えることが目に見えている。この方々を人間以下の扱い、犯罪の対象、しかも救いようの無いとこ

ろに追い込んでしまうよと訴え、そこは頑張ってくれて 2000 年、平成 12 年に成年後見制度と介護保険制度が一緒にスタートした。そこまでは良かった。この守る制度が無かったときに比べれば。もちろんこの制度で救われた方たくさんおられます。

しかし介護保険制度の方は、こちら色々と問題はありますけれども、決定的な欠陥というのはなかった。保険料がどんどん上がるというような欠陥といえば欠陥ですが、これから特に後期高齢者はどんどん増えるわけですから、制度としていかんともしがたい。問題は一杯あるけれども、それぞれ対応していけば何とか制度は国民、市民の皆さん方に役立っているし、今後とも良い制度にしていけることが見えている。

ところが成年後見制度の方は、車の両輪というけれども、これでは車は走らない。介護保険制度はしっかり回っていますが、こちらの方はガタガタ、範囲も狭い、走り方がスムーズではない。制度も運用も相当抜本的に何とかしないとどうにもならないよ、という欠陥が平成 12 年に、21 世紀に入ってからスタートしてこの 17 年間、色々見えてきている。

どういうところが問題なのかこれから話しますが、色々な欠点を克服してこういう風にやるんだよ、というのを見せてくれているのが市民後見人の会。そして同じく市民後見をやっている NPO あるいは信金さんの有志の方々の活躍です。数から言ったら小さい。弁護士会が入ってやっている成年後見は、数は少ないとは言え万単位ですよ。市民後見の方は千の単位にもなかなか届きそうにない。百単位に行くか行かないか。規模からすれば圧倒的にプロの職業成年後見の方が市民後見に比べれば大きいんだけど、中身の方はこちらが素晴らしい。「プロの方々はこちらを学んでくれ」と声を大にして言わなきゃいけない。全体から見たらそういうようになっています。

どこが問題か、大きな問題はいくつかあるんですが、一番大きいのは何の為に成年後見をやるのか。もう少し言えば、これは本人のお金を何の為に使うのか。答えは明白で本人の為に使う。これは当たり前ですよ。成年後見とか何とか制度がどうかとか、ややこしいこと言わなくて本人が頑張って稼いできたお金。自分の人生の最後の段階、稼げなくなった、認知症になっちゃった。確率から言ったら誰にでも相当程度の可能性がある。そういう時にも自分が惨めな思いをしないで済むように、自分が自分らしく生きていけることが出来るように、固い言葉で言えば尊厳ある生き方が出来るように、一生懸命稼いだお金をそのまま貯めておこうと、頑張って貯めてきたお金。当然、そのお金は本人が一番良いように使うのが当たり前の話ですよ。認知症になるとか制度がどうか、そんなこと関係なし。お金っていうのはそういうために稼ぎ、そういうために貯めているんですよ。それをそのように使ってあげない。貯めることが大事で、使わないことが大事で、盗まれないことが大事。騙し取られないことが大事。

けれどもそれを本人の為に使ってあげるといふ、そのことが一番大事で、その為のお金だという事を分かってくれない。これは制度もその辺が不十分で詰め切れないままにスタートしている。この制度はお金を家族の為に浪費しないように守るための制度だという感覚で成年後見をやっている。成年後見制度ができる前の民法の禁治産制度はそういう制度だった。家の為に財産を浪費しそうな認知症者から守るための制度だった。

これは完全に時代遅れの制度です。禁治産者が人間という事を見ていない。病人、悪い



人としてしまっている。本当に時代遅れの制度です。それがやっとな成年後見制度で改めた。本人の自己決定とか尊厳とか、言葉ではかっこいいこと言っている。海外で勉強していますから。海外の制度は、彼らが勉強したカナダだってイギリスだって、もちろんヨーロッパのドイツだってそうになっているので、言葉は取り入れているけども、さて実際はどうなんだ。それが一体どこに現れるかという、身上監護。監護という言葉より保護という言葉の方がいいんですが、本人の生活を保護するため、本人らしく生きることが出来るように使う事が大事なんだと言っているんですけど、実際にはそうになっていない、使わせない。後見監督人というのがいますけども、この人たちは何を見ているか。「使っていないか。無駄使いしていないか。この金は出しすぎじゃないか」そんなことばかり見ている。このお金が本人の為にどう使われているかというのを見ていない。本人が一番本人らしい幸せな生き方をしているか、そこも見ていない。

結局、財産を守ることだけ。運用がそうになっているし、法律も身上監護が一番大事ってことをはっきりと書いていない。身上監護の規定は一条だけです。それも頭の方には置いていない。だから何の為に人はお金を貯めてきたのか、という一番基本中の基本を忘れてしまって、盗まれなきゃいいだろう、使い込まれなきゃ、騙されなきゃいいだろうという守るだけの古い制度から、法律も抜け切れていない。実際の運用も抜けきれていない。家裁の調査官や裁判官のほとんどが残念ながら抜け切れてない。ドイツと違って日本の裁判官は自転車で走りまわりませんから、分からない。そこが最大の問題です。

例えば、私も長崎県の佐々町に行って会ってきたんですけども、素晴らしい老後の生き方をしておられる、認知症になっても自分の思いも生かし、暮らしている方にお会いして、その生き方を広めようというので、私どもの情報誌にも書かせてもらっています。

この間は北海道の広尾町に行って、その方は 80 代後半ですが、仕事は全部終えて、財産を何に使われたか。自分の住んでいる町に家を一軒買って、これを 100 万以上のお金を入れて修理をして、ご近所の方々の居場所になっている。ご近所の方がたくさん集まって本当に楽しく暮らしています。体操したり行事をやる居場所もこの頃増えています、そういう場所ではなく、いつ来ても誰が来てもいい、何やってもいい、これを一番皆が求めている。そこに行けば色々な人に会える、色々な話ができる、自分の困りごとにも話せる。「それなら私がお役に立ちましょう」なんていう人も出て来る。なんととってもそこに行ったら楽しい。本人は男性です。そういう楽しさが欲しい。寂しくない。それでポンと家を買われて、皆がそこに来るように、その運営費も自分の貯めたお金で払っておられる。

なんでこんな話をしているのか。もしこの方が認知症にかかっている、でも自分は寂しい、自分の最後は町の色んな方とそうして一緒に過ごしたい。だからその為には自分の財産で家を一軒ぐらい買うことくらい問題じゃない、ということでこの方、家を買っているわけです。この人は幸いまだ認知症は出ていない。認知症ではないので、誰もそれに文句は言えない。みんな素晴らしいよ、ありがとうと言って来ている。素晴らしい場所になっている。

もしこの方が、でも認知症にかかっている、保佐人がおられて「私は寂しい、みんなと一緒に過ごしたい、そういう場所がこの辺には無い、私は幸いこれだけは財産あるんで、

これ使ってこの家を一軒買いますよ」と言ったら、保佐人はOKって言いますかね。市民後見人の会はいかがでしょう。家一軒ぼーんと買っちゃうわけですよ、自分の住んでいる家はあるんですよ、でもそれと別に家を買うという話。「えー、それは無駄遣いじゃないか、いくらなんでもみんなのためにそんなことするの？」となりませんか。市民後見人の会は「いいよ」とおっしゃるでしょうね。「でも、そんなことして家裁から叱られないだろうか。それ、とんでもない無駄遣いでしょう」と。それを心配する方、おられるかもしれませんね。市民後見人の会ですら意見が分かれるかもしれない。

これ、プロの後見人だったら絶対ダメですね。そんな家に残りの財産たくさん使って、家一軒買ってみんなのために使ってもらおう？ そら、ダメでしょう。「それOK」というプロの後見人がいたら、私はその方をとても尊敬しますね。この市民後見人の会をずっと支えてきて下さってる、今日もおいで遠藤英嗣先生、後のパーティーで来てくださる清水勇男先生、お二方は素敵な弁護士さんで本物のプロです。この本物のプロなら今みたいに買うよって言っても「うーん、まあ本人がそれが一番幸せだって言うなら、いいじゃない？」とおっしゃって下さるかとは思いますが、日本には弁護士が沢山いますけども、ま、この二人だけしかOKっていう方はいて下さらないかもわかりませんね。でも、本人はそれが一番幸せなんです。彼はそれでほんとに良かったって言って、喜んでるわけですから。だから本人にとってのお金の使い方としては、最高の使い方。

認知症になった方を後見するっていうことは、本人に一番幸せなようにお金を使うようにするっていうこと。だから本人にとって家を買ってみんなに提供することが一番幸せなら、それを「いいよ」と言うのが後見人のすべき任務じゃないですか。でも「それOKするかな」と思うでしょ。私もそう思う、絶対しないですよ、断言してもいい。それはつまり、後見人が本人の為に金を使うんだという、それが一番大事なことだということの認識が無いからです。つまりこの制度の基本中の基本を、プロであるにもかかわらず分ってくれない。

そこがこの制度の大問題。家庭裁判所も絶対にそんなのは「ウン」と言いませんね。「なんていうことするんですか」というのですぐ解任ですよ、下手するとね。子どもだって分るんですよ、お金っていうのは頑張ってお手伝いしてお小遣いもらったら自分が自由に使える、自分の為に。まだ小さな小学校入る前の子どもだって分かっている。

その一番基本が分かってないって恐ろしいって思いませんか？ それが裁判官であれ後見監督人であれ「NPOは怪しい、いつまで続くんですか」なんて馬鹿なことを聞く。それ個人だったらどうですか？ 「あなたいつまで生きてますか？ この対象者より長生きできますか？」なんて馬鹿なこと聞かないでしょう？ NPOだったらなぜそんな馬鹿なこと聞くのか、分っていない。

一番大事なことをしっかり分かって運用されている、それが市民後見人の一番素晴らしいところ。だから、プロの後見人がやっているケースも全部市民後見人に持っていきたい。その方が幸せになるから。自分のために自分のお金使ってくれるから。市民後見人の会が後見する方々は、信金さんの方がお世話するような方は別として、品川区長の申し立てなどで後見される方々って、あんまりお金の無い方ですよ。「沢山お金持ってる人は、

区長申し立てではなく自分でやりましょう」となって、結構な報酬を弁護士さんか、誰かそういうプロの方に払って後見人になってもらう。なのにそのお金を自分の為に使ってもらえない。かわいそうな方たちです。ある程度財産あったら自分でやんなさい、そうなるプロの方へ行っちゃって、自分の為に金使ってもらえない。これやっぱり制度の一番基本のところ、大事なところがおかしいという、そういうことだと思うんですね。

それではなんで、そんな一番基本のところ分らずに、プロの運用がおかしくなってしまうって、市民後見の運用の方がいいのか。世の中、普通はプロの人は色々勉強して素人の人たちよりは良く知っているからきちんとやれると信じている。だからプロの方には報酬は高い。これ世の中の常識ですよ。この常識がこの分野では通じていない。プロの方が全部悪いって言いませんよ。先ほど言ったように弁護士さんでも少なくともお二人素晴らしい例外がある。この方たち以外にももうちょっと素敵な弁護士さんがおられます。身上監護のことを分ってくれる人もおられますけど、残念ながら少数派なんです。行政書士さんは先ほど平松さんの話聞いていて、いいですよ、そういう志の方がたくさんやって下さっている。司法書士さん、税理士さんも素晴らしい方々がやって下さっているから、プロが全部ダメなんてことは言っていない。ただ、プロの中にも本当にダメな、こんな人がやっていいのかと、本当に腹立つ人が、10人とか20人じゃないですよ、とても多くいますから。これが本当に情けない状態。

なぜ市民の方がいいのか。なぜだと思われませんか？ それはこの分野は本当のプロがいないからです。「弁護士さんはプロでしょう、社会福祉士さんもプロでしょう」と思いますよね。それぞれの職業においてはもちろんプロです。弁護士さんは財産管理についてはプロです。でも、身上監護と言われていますが、その方の生き方、認知症になられたその方がどういう生き方をすれば一番本人らしい生き方ができるのか、その方が何を望んでいられるのか、そしてどういう生き方を、リードしてそういう生き方をするために金を使えばいいのか、これは分からない。そういうことが分かる例外的な弁護士さんもおられないわけじゃないけど、普通は分かりません。そっちの方のプロは社会福祉士さん、介護福祉士さん、ケアマネージャー。こちらの方々は志のある方は認知症者本人の気持ちをどうつかむのか。本人の過去の生き方、今の感じ方などから、本人はどういう方なのか、そういうことを把握する方法もプロとして勉強しています。そして本人がこういう暮らし方が合うんだとなれば、そういう暮らし方を選んであげる。施設に入る場合もある、グループホームに入る場合もある、あるいは在宅でいい人をお願いしてあげる場合もある。いくつかのやり方がありますが、その方にはどこを選択すれば一番本人が満足するのか。そこが分かる知識を持っています。

そういう生き方についてのプロはだれか。福祉方面の方々です。でもこちらの方々も財産管理の方はしっかりやれるのか。身上監護のプロだけど財産管理については全く一般の方と同じ。一方で財産管理についてはプロ、弁護士ですから訴訟が起こってもちゃんとやってくれるんだけど、身上監護の方はさっぱり関心が無いグループ。これも先ほど平松さんが言ってましたよね、プロの成年後見人の中には「自分は身上監護には関心が無い」と公言してる人が一部いる。公言してないけどそういう人はもっと沢山います。そういう人

が本人に一番いい暮らし方を実現できるはずが無いじゃないですか。実際に彼らがやっているのが、「無駄遣いしないか、大丈夫か、自宅で暮らしている？ そんなの危ない、早く施設に入れなさい」などのアドバイス。監督人も「早く施設に入れなさい」というアドバイスをしています。

我々が社会に働きかけているのは、認知症になってもその人が最期までその人らしく生きるためには、本人の住み慣れた場所が一番、そうでないともう混乱します。住み慣れた場所で、本人がやりたいことはやって、徘徊も自由にやって、そしてしたいこととして暮らすのが一番。そのためには、在宅でみんなで支えましょう。そして、徘徊見守るにしても、「あ、徘徊してる、つかまえたー」なんて家に帰すなんてことはしない、徘徊っていうのはそもそもないんで、本人は歩きたくて歩いてるんだから自由に歩いてもらいましょう、それを遠くから支えましょう。そういう認知症になっても安心して、大事なのは本人らしく、本人のしたいことをして、つまり、幸せに生きていくにはそこが大事なんだ、ということです。一所懸命やっているのに、そこに成年後見人が出てきて、「そんなことやっちゃダメ、施設に早く入れなさい、危ないから」というのでは、何のための成年後見人か。それが多くの成年後見人です。

だから、本人の意向は何だろうか、そのことを絶えず考えながらやって下さってる市民後見人の会、素敵ですよ、今日の報告の最初の中越さんの報告も、なるべく自宅にいたいと言ってた、なるべくその意向を生かすように頑張ったと。肺がん、肺がぼろぼろですから、病院か療養病棟でも入れといたほうが安心です、でも、いざというとき安心のために生きてるわけじゃないから、日々、本人は最後の大切な時間を大切に、その人らしく好きな人に会ったり、好きなこととして生きるのが一番大切、なるべく在宅でというふうに考えているという素晴らしいお話でした。齊藤直子さんのお話になった S さんですかね、酸素マスクの下でにっこり表情が和んだというご報告でしたよね、これが大事なんですよ。認知症の方は物は言いません、でも、幸せか幸せでないのか、その人らしく生きてるか生きてないかはもう表情で分かる、態度で分かる。そしてそういう方は本当に楽しく最後まで暮らしておられます。

私のお気に入りの話させていただきますと、広島県に福山っていう山陽新幹線の止まる市がありますが、その海沿いに行くと鞆の浦という歴史的にもちょっと有名な町があります。ここに金子さんっていう女性で重度認知症になられた方がおられました。私も会ってるんですが、彼女はこの鞆の浦でずっと育って、若いとき東京に出て、洋裁を習って、洋裁で暮らしてられたんですが、50代になってお母さんと一緒に暮らしたいということで、鞆の浦に帰って弟さんとお母さんと一緒に洋裁しながら暮らしておられました。10年ちょっと前ですね、70代に入ってから弟さんが亡くなり、続いてお母さんが亡くなってしまって、一人で暮らしていられたんだけど、認知症が出てきた。徘徊された、鞆の浦の一番海岸沿いの道は車がびゅんびゅん走ってますから、ご近所の人々が心配して、「一人であんな風に放っておいたら事故起こしちゃうぞ、家も心配だ、火事にならないか」。火事の方は安全な器具にして火事にならないようにしたのですが、問題は事故の方です。「あのままじゃ事故起こして死んじゃうか分からないから施設に入れよう」って話になった。そのときに

金子さんが、食事をしに通ったりしているデイサービスの羽田富美江さんっていう素敵な方がおられて、「いやそれはだめ。金子さん施設に入れちゃったら、もっと認知症が進んで何もわからなくなって亡くなっちゃうよ。彼女はここにいるから、ああして元気なんだから。ここにおいとかなきゃダメ」と反対した。町内会長の電気屋さんは私が会った時は69歳だったんですが、「そんなに言うならどうする」と町の人たちに聞いたら、「危険っていうならみんなで見守ってあげりゃあいいじゃないか」と。それで、「そうか、何とかするか」というので、若い人たちも集めて、「金子さんは施設に入れたら死んじゃうから、なんとかみんなで見守ろう」「じゃあよし、みんなで頑張ろう」となって、日にちを決めて、本人が外へ出たときは後ろをくっついていく役を決め、「この日は君がずっとちゃんと見守れ」と割り当ててチームを作った。始めたけども、一月もしないうちにみんなへばっちゃった。

そらそうですね、朝からいつ出てくるか分からないわけですから。出てきたら後ろくっついて行かなきゃいけない。しかも、つかまえて戻しちゃダメ。自由に歩いてもらって、車の道に出そうなどきだけ阻止する、後はずっと付いて行けと言う。付いていったら家に帰った。しかしまたその後いつ出て来るか分らんから、その後も見張ってなきゃいかん。そんなことしてたら仕事も出来ない、身体はくたくたになる、「もうこれは無理だ。やっぱり施設に入れよう」と話になった。その時にもう一度みんなで話し合っ、金子さんがいつ家を出てどこを歩くかを照らし合わせたんですね。そうしたらルールが発見された。

認知症ってそうなんですね、だから徘徊じゃないんだ。道は二通りしかない。昼食と夕食の前に家から出てくる。その前に家でお母さんの食事を用意している。お母さんはもう亡くなっているんですよ、一人暮らしなんだけどお母さんの食事を用意しているってことは、お母さんはまだ生きていると思っている。そしてどっかにいるんじゃないかと探しに出て行く。お母さんがいそうな所を探すからルートは二つぐらいしかないんだそうです。照らし合わせて見たらそうだと分った。「ルートと時間が決まってるんだから、別にくっついて行かなくていいじゃないか。放っておこう」ということになり、それで金子さんをみんなで放っておくことになった。でも事故は全く起こらない。

ある時、駐在の巡査さんが代わって、新しい巡査さんが歩いている金子さんに声をかけたけど訳が分からない。「これは危ない」と思い、つかまえて町内会長さんに連れて行って、「こんな認知症の人を独りで勝手に歩かしておいてなんという町だ」と文句言ったら、「彼女は歩く道も決まってる、時間も決まっているんで、一人で歩いてもらっても何の危険もない。だからあなたがつかまえちゃいけない。つかまえちゃいけない人をつかまえているんだからあなた、不当逮捕だ。どうする?」と言ってこの巡査は逆に叱られた。「それじゃあお任せします」となって、その後は鞆の浦、金子さんだけに限らない、他の認知症の方もそれぞれ自由に歩いている。歩いている時間や場所は違うんですけど、ただ、車道に出るところには、古いお土産屋さんがあって、ここでその認知症の人が出てこないか見張ってる人はいる。この見張ってる人も認知症。この人はちゃんとそういう任務を負わされて分かってやっている。それどころかそのお土産さんのところに大きな看板があって、鞆の浦の歴史が書いてある。観光客が結構来ます。観光客に鞆の浦の歴史を説明している人

も認知症。この人に聞いてみたら「鞆の浦の歴史は毎日変わっているようです」と言っていましたけども、別に少々変わったところで大筋は大体いいんでしょうからね、いいじゃないですか。

だから認知症の方が本当にそれぞれ好きなこととして生き生きと暮らしていただける。私も行きましたが、車で運転してくれた羽田さんが「堀田さん、あそこに金子さんいますよ」って言うんで見たら、車椅子なんで「もう金子さん車椅子になったんですか」って言ったら、「いや車椅子の人は金子さんじゃない。押してる人が金子さん」。金子さんは重度認知症で要介護度5ですよ。だから一人で押してるわけじゃない。デイセンターの職員も一緒にいて金子さんはぶら下がっているだけですけど、本人は押してる気ではいるんですね。やっぱりそういう役割があるって言うのが大事。そういう町です。

これは鞆の浦スペシャルじゃない。全国を回っていますと、色んな形でそういう認知症の方たちが自由に暮らしていて、上手に支えられてるいる所が出ています。例えば、元町内会長で色々と町の世話をした人が認知症になった。本人は一人暮らし。その仲間の男性が10人ぐらいでチーム組んで、毎晩誰かが泊まりに行ってる。認知症とはいえ男性ですから、やっぱり女性を泊まらすわけにはいかないとなって男性が組んで、ちゃんと夜は泊まって、昼は自由、みたいなことをしているところもある。色々とそういう風に助け合いは進んでいる。これが「認知症になっても最期まで安心して暮らせる町、みんなでそういう町を作ろう」と言って、頑張る人たち少しずつだけ出始めています。

その頑張っているところに成年後見人が出てきて、後ろに引っ張って欲しくない。市民後見人にむしろ後見をやってほしい。先ほど「プロはいない」と言いました。プロは半分のプロしかいない。財産管理のプロか、身上監護のプロのどちらか。市民後見人は自分の財産管理をしますから、自分の財産管理程度のことには出来る。それ以上難しいことがあれば、めったにおこりませんが、専門職のプロに聞けばいい。

身上監護、市民後見人の方はこれはプロです。身上監護っていうのは認知症に対してどう話せばいいとか、そういうテクニカルなことも大事だけど、やっぱり本人に一人ひとりが違う本人らしい思いをどう生かすか。それを一番分る人は本人を大切に思い、本人の思いが一番大切だと思い、それを感じ取ろうとする、そういう気持ちを持った人が一番能力の高い人です。

そういう思いがないと市民後見人なんてしんどい仕事やらないですよ。長井さんみたいに初めはなんかやってみようと言うことで、勉強始める方もおられますけど、初めは気軽にやってもこの世界に入ってこの厳しい環境で、ろくな報酬なんて無しで人の幸せのためにやっているうちに本物のプロになってくる。本人がどうすれば一番幸せかを考えるのが市民後見人の基本的立場で、だから尊い。だからプロのモデルなんです。身上監護については、福祉のテクニカルな知識は勉強すれば身につきますが、一番基本の大切な資質、本人の尊厳を思い本人らしい生き方を考えて支えることが一番大事なところですよ。

だからそういう思いを生かす後見制度に日本中を変えていかないとはいけません。まず数でドイツに及ばない、数の前に中身を向上させる。そこが専門職にはわからない。これがわかるようにもって行かきゃいけない。もって行くためにはやってみせるしかない。

我がふるさと、法務省は頭はいいし勉強は良くできるんですけども、認知症の方の幸せを考える能力においては、まだまだ勉強してもらわなきゃいけない。それは本で読んで分らない。感覚の問題だから我々がやってみせるしかない。

この成年後見制度、残念ながら介護保険制度に比べればまだまだで、直していかなければならないけど、これを直す道は、市民後見人が「成年後見制度のあり方はこれだ」ということを、根気強く見せていただく以外に道はない。でもそういう道が残されているということは、希望があるということ。市民後見人の会、そして今日登場された色々な市民後見のNPOの活動、これが今はまだ細い光だけど、希望の光です。品川区だけの光じゃない、日本中の光であり、日本中からこれをしっかり見て学んで欲しい。是非この光を絶やさず、思いを熱い思いにして、この光がますます日本中で認知されるように、みんなで頑張っていければ嬉しいなと思っております、一緒にやりましょう。ご静聴どうもありがとうございました。

**青木** 有難うございました。成年後見制度、市民後見人のあり方を分かりやすくご講演頂きました。また、私たちの会を随分と持ち上げていただき、逆にもっとしっかりやって行かなければいけないなと思いました。有難うございました。



設立 10 周年記念事業

映画とシンポジウム

記録集

発行日 2018年12月16日

編集・発行 特定非営利活動法人市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1

品川成年後見センター分室 3階

TEL 080-3912-3259 FAX 03-6303-8265

MAIL [npokouken@gmail.com](mailto:npokouken@gmail.com)